

第百七十四回国会

参議院厚生労働委員会会議録第八号

平成二十二年三月二十五日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月二十四日

辞任

森木 利治君

淵上 貞雄君

三月二十五日

辞任

姫井由美子君

森田 高君

伊達 忠一君

補欠選任

辻 泰弘君

近藤 正道君

補欠選任

下田 敦子君

徳永 久志君

塚田 一郎君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

柳田 稔君

小林 正夫君

津田弥太郎君

森 ゆうこ君

衛藤 晟一君

山本 博司君

足立 信也君

家西 悟君

梅村 聡君

島田智哉子君

下田 敦子君

辻 泰弘君

徳永 久志君

長浜 博行君

森田 高君

石井 準一君

石井 みどり君

岸 宏一君

国務大臣

内閣総理大臣

厚生労働大臣

副大臣

厚生労働副大臣

大臣政務官

厚生労働大臣政務官

厚生労働大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

松田 茂敬君

塚田 一郎君

中村 博彦君

西島 英利君

南野知恵子君

丸川 珠代君

木庭健太郎君

小池 晃君

近藤 正道君

鳩山由紀夫君

長妻 昭君

長浜 博行君

山井 和則君

足立 信也君

○委員長の柳田稔君

ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、淵上貞雄君及び森木利治君が委員を辞任され、その補欠として近藤正道君及び辻泰弘君が選任されました。

また、本日、姫井由美子君が委員を辞任され、その補欠として下田敦子君が選任されました。

○委員長(柳田稔君)

平成二十二年三月二十五日【参議院】

ども手当の支給に関する法律案を議題とし、これより内閣総理大臣に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○島田智哉子君 おはようございます。民主党の島田智哉子でございます。

本日は、総理に御出席をいただきましてありがとうございます。

十七日の本会議、そして十八日の本委員会での質問に続きまして、子ども手当につきまして、党内における検討段階から携わってまいりました一人として、是非、総括の思いも込めまして質問させていただきますと思います。

総理は、一月二十九日の施政方針演説、いのちを守る政治の冒頭で、生まれてくるいのち、そして育ち行くいのちを守りたいとお述べになり、また、若い夫婦が経済的な負担を不安に思い、子どもを持つことをあきらめてしまう、そんな社会を変えていきたいとお述べになりました。

私も民主党は、これまでの参議院・衆議院選挙において、この子ども手当の創設を国民の皆様にお約束をいたしました。子どもたちに幸せな社会を、そうした社会を築いていくための大きな第一歩となるのがこの子ども手当であると私は確信をいたしておりますが、鳩山内閣として、また鳩山総理として、この第一歩となる子ども手当の創設を始めとしてどのような社会を目指していくとお考えであるのか、総理の御見解をお聞かせください。

○内閣総理大臣(鳩山由紀夫君) 島田委員にお答えをさせていただきます。

私が目指しているこの国の形というのは、いわゆる友愛とは申し上げておりますが、それぞれの個として自立をしながら、しかし一人一人では生きていけないと、お互いにお互いを支え合う、いわゆる共に生かされる共生の世をつくり上げていくということでございます。子どもも、ある意味で自立心というものを養わせていただくことが大変に重要だと考えております。

その自立心を養うという思いのためにも、さらには、一人では生きていけない、社会全体で子どもの育ちというものを支援をしていくという、その二つの発想の中で子ども手当というものの創設は大変に意義のあるのだと、私はそのように考えております。大人も子どもも居場所と出番というもの、自分の個性の中で見出していくことができるような社会、そのことによって子どもも生かされていることに幸せというものを感ずることができ、私はそのように考えているところでございます。

○島田智哉子君 ありがとうございます。

総理は、だれもが地域で孤立することなく暮らしていける社会をつくっていくかなければならないとおっしゃっております。

参議院におきましては、少子高齢化・共生社会に関する調査会を設置をいたしまして、現在は少子高齢化とコミュニティの再生というテーマで調査を進めておりまして、本委員会の委員の多くの先生方も調査会の委員でいらつしやいます。

やはり、子育て、あるいは介護においてももちろんですけれども、地域のコミュニティの持つ役割が大変重要になってまいります。しかし、家族の形が変わり、いわゆる独り暮らしの世帯が多くなっております。二〇〇五年の平均世帯二・五六人ですけれども、二〇三〇年にはおよそ四割近くが独り暮らしになっていくということです。その意味では、家族機能に代わる社会制度が必要になってくる。高齢者の孤独死という、悲しく切ない言葉を日常的に耳にするでありますとか、また連日のように報道されている子どもの虐待についていくということでございます。

子どもも、ある意味で自立心というものを養わせていただくことが大変に重要だと考えております。

その自立心を養うという思いのためにも、さらには、一人では生きていけない、社会全体で子どもの育ちというものを支援をしていくという、その二つの発想の中で子ども手当というものの創設は大変に意義のあるのだと、私はそのように考えております。

大人も子どもも居場所と出番というもの、自分の個性の中で見出していくことができるような社会、そのことによって子どもも生かされていることに幸せというものを感ずることができ、私はそのように考えているところでございます。

○島田智哉子君 ありがとうございます。

総理は、だれもが地域で孤立することなく暮らしていける社会をつくっていくかなければならないとおっしゃっております。

参議院におきましては、少子高齢化・共生社会に関する調査会を設置をいたしまして、現在は少子高齢化とコミュニティの再生というテーマで調査を進めておりまして、本委員会の委員の多くの先生方も調査会の委員でいらつしやいます。

やはり、子育て、あるいは介護においてももちろんですけれども、地域のコミュニティの持つ役割が大変重要になってまいります。しかし、家族の形が変わり、いわゆる独り暮らしの世帯が多くなっております。二〇〇五年の平均世帯二・五六人ですけれども、二〇三〇年にはおよそ四割近くが独り暮らしになっていくということです。その意味では、家族機能に代わる社会制度が必要になってくる。高齢者の孤独死という、悲しく切ない言葉を日常的に耳にするでありますとか、また連日のように報道されている子どもの虐待についていくということでございます。

子どもも、ある意味で自立心というものを養わせていただくことが大変に重要だと考えております。

その自立心を養うという思いのためにも、さらには、一人では生きていけない、社会全体で子どもの育ちというものを支援をしていくという、その二つの発想の中で子ども手当というものの創設は大変に意義のあるのだと、私はそのように考えております。

大人も子どもも居場所と出番というもの、自分の個性の中で見出していくことができるような社会、そのことによって子どもも生かされていることに幸せというものを感ずることができ、私はそのように考えているところでございます。

○島田智哉子君 ありがとうございます。

総理は、だれもが地域で孤立することなく暮らしていける社会をつくっていくかなければならないとおっしゃっております。

参議院におきましては、少子高齢化・共生社会に関する調査会を設置をいたしまして、現在は少子高齢化とコミュニティの再生というテーマで調査を進めておりまして、本委員会の委員の多くの先生方も調査会の委員でいらつしやいます。

やはり、子育て、あるいは介護においてももちろんですけれども、地域のコミュニティの持つ役割が大変重要になってまいります。しかし、家族の形が変わり、いわゆる独り暮らしの世帯が多くなっております。二〇〇五年の平均世帯二・五六人ですけれども、二〇三〇年にはおよそ四割近くが独り暮らしになっていくということです。その意味では、家族機能に代わる社会制度が必要になってくる。高齢者の孤独死という、悲しく切ない言葉を日常的に耳にするでありますとか、また連日のように報道されている子どもの虐待についていくということでございます。

子どもも、ある意味で自立心というものを養わせていただくことが大変に重要だと考えております。

その自立心を養うという思いのためにも、さらには、一人では生きていけない、社会全体で子どもの育ちというものを支援をしていくという、その二つの発想の中で子ども手当というものの創設は大変に意義のあるのだと、私はそのように考えております。

大人も子どもも居場所と出番というもの、自分の個性の中で見出していくことができるような社会、そのことによって子どもも生かされていることに幸せというものを感ずることができ、私はそのように考えているところでございます。

○島田智哉子君 ありがとうございます。

総理は、だれもが地域で孤立することなく暮らしていける社会をつくっていくかなければならないとおっしゃっております。

参議院におきましては、少子高齢化・共生社会に関する調査会を設置をいたしまして、現在は少子高齢化とコミュニティの再生というテーマで調査を進めておりまして、本委員会の委員の多くの先生方も調査会の委員でいらつしやいます。

やはり、子育て、あるいは介護においてももちろんですけれども、地域のコミュニティの持つ役割が大変重要になってまいります。しかし、家族の形が変わり、いわゆる独り暮らしの世帯が多くなっております。二〇〇五年の平均世帯二・五六人ですけれども、二〇三〇年にはおよそ四割近くが独り暮らしになっていくということです。その意味では、家族機能に代わる社会制度が必要になってくる。高齢者の孤独死という、悲しく切ない言葉を日常的に耳にするでありますとか、また連日のように報道されている子どもの虐待についていくということでございます。

でも、母親の孤立がその原因となるケースも少なくございません。まさに、子育てにおいては地域コミュニティの持つ役割が大きい中で、その再生に向けた取組が国会においても、政府においても求められております。

総理は新しい共同体の在り方を考えていきたいとお述べでいらつしやいます。少子高齢社会、人口減少社会を迎える我が国にとりましての地域コミュニティの再生、そして新しい共同体とはどういったことをおっしゃっていらつしやるのか、御見解をお聞かせください。

○内閣総理大臣(鳩山由紀夫君) 実は先週、私も小規模多機能の居宅事業の、小さな事業ではございましたけれども、十人以下のおじいちゃん、おばあちゃん、認知症である方々が中心でございましたけれども、そういった方々のところにお邪魔をいたしました。その際、小学生の女の子がそのおばあちゃんに対して、私の今日までの歩みという絵本を自分で作ったのを見せておられて、そこにおばあちゃんも大変懐かしいというか、お子さんを通じて何か自分の人生というものを温かく幸せを感じている姿というものを拝見をいたしました。子どもさんにとっても、おじいちゃん、おばあちゃんに対して自分の思いを伝えることで幸せを感じているようにございました。

このように、今の、先ほど島田委員からお話がありましたように、私も日本の社会、一人一人のお暮らしを考えていくと、何か核家族化してしまつておじいちゃん、おばあちゃんとお孫さんとの接点のようなものが極めて希薄になってきていると思っております。その意味で、今お話がありましたように、少子高齢化というものに向けての新たなコミュニティをどうやってつくっていくかということは大変私は大きな問題、テーマだと思っております。

そういうことを励ますための一つの政府としての役割というか、私どもの考え方の中に、新しい公共というのを見出していきたいと思っております。それは、社会全体がお互いに一人一人が支

え合つて生きていく中で、それぞれの役割というものがあるときに幸せをみんなが享受できるような社会でございます。それを政府としてそれとなく支援ができるようなシステムをつくりたいなと思つておるところでございます。是非、島田委員の、私も確かに少子高齢化のためのコミュニティの再生というものが大変重要だと思っておりますので、その御指摘に併せて、日本の新たな生きざまというものを、こういふところで視点を合わせていきながらつくり上げていきたいと、このように考えているところでございます。

○島田智哉子君 総理の熱い思い、本当に胸を打ちます。実は先日、議論にもなったのですけれども、最近の現象として公園の騒音問題ということ、公園で遊ぶ子どもたちの声がうるさいと住民から自治体への苦情が大変多いということで、自治体はその対応に苦慮している、あるいは裁判になっている地域までもございます。そのため、公園に大きな声を出さないでありますとか、ボール遊びを禁止するといった看板が立てられていることも珍しくはございません。公園ですから子どもたちの声は昔も今も変わっていないのに、昔は何ともなかった当たり前のことまでも人に煩わしさを感ぜさせている、人と人とのつながりが薄れてきております。その意味では、少子高齢社会という時代の中における社会保障制度、また地域コミュニティの再生に向けた施策が極めて、総理もおっしゃるように、重要になってまいります。

総理、また長妻大臣のこれまでの御発言をお聞きしております。そうした問題の危機感も強くお持ちであることはとても強く伝わってまいりますけれども、改めてその御認識と、鳩山内閣としてのその再生に向けた取組に対する考えについて長妻大臣にお聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(長妻昭君) 今の公園のお話でございますけれども、やはりお子さんがどんどん少なくなつてきているということと無関係ではないとい

うふうにも考えております。

今、地域の再生ということでありますけれども、厚生労働省は安心生活創造事業ということ、コミュニティの再生という政策を進めておられて、今、全国五十二の市町村において実施をさせていただいているということでありまして、例えば熊本県ではつどいの広場を開催するなど、子育ての地域の御理解をいただくために、お子さんを持つている世帯あるいは地域の町会をやつておられる方々が交流をして、それぞれ子育てに対するノウハウ、あるいはこれまでの経験を情報交換するなどの事業をしておりますけれども、基本は、今回の子ども手当の法案の審議はやはり全国的にも注目を集めていると考えております。

この法案を成立をさせていただいた暁には、この法案の趣旨を更に国民の皆さんにアピール、PR、意味をPRをして、お子さんを持つておられない世帯に対しても、お子さんが多く産みたい方が生まれる社会というのは社会保障の担い手という意味でも大変重要なことであると。この法案を契機に、更にお子さんに對する御理解を全国くまなく広報をしていつて意識を持つていただくことというにも努めていきたいと思ひます。

○島田智哉子君 今後、団塊の世代にお生まれになつた方々の退職後に、まさに子育てや介護という面での地域に御貢献をいただけることを期待する声をよく耳にいたしますけれども、しかしそのことはそんなにたやすいことではないというのが専門家の御意見にございまして、そうした年代の方々についてはまさに仕事一筋に、ほとんど地域のお付き合いがないですとか、つながりが少ない方が多くいらつしやいます。退職されたので、では地域で即活動ということにはなかなか結び付かないということも確かにあると思ひます。

その意味では、大臣がこれまでの審議の中でも再三御発言されていらつしやいますように、子ども手当による現金給付と保育所などの現物給付、そしてとても重要なのがワーク・ライフ・ balan

スを実現させることであると思ひます。そうしたことで、やはり仕事と生活の調和を図り、若いころから地域とのつながりを持てるような環境整備が極めて重要になるのだと思ひます。

この若い世代の地域とのつながり、また環境整備としてのワーク・ライフ・バランス、仕事と生活との調和に向けた働き方に対する総理の御所見をお聞かせいただきたいと思ひます。

○内閣総理大臣(鳩山由紀夫君) 島田委員おっしゃる通りに、私もまさに団塊の世代でございまして、なかなか仕事と生活が調和されていない人生を歩んできたなとも思つております。

こういう私のような団塊の世代の人間が、確かに、すぐに仕事がなくつた後、どういう生きざまをしようかと考えたこともなかったみたいな状況になりかねないのでありまして、そのようなときに地域に入ろうとしても、地域のコミュニティとの接点があるでなかつたというふうなことで地域活動も思うようにならないと、そういう人生になつてしまいかねないなど今危惧もしているところでございます。そういう方々がこれから若い世代において、そのような我々と同じような経験にならないようにしていくために、今ワーク・ライフ・バランスを本当にどう取るかということが大事だと思つております。

そういう意味でも、先ほどから長妻大臣、また島田委員からも御指摘ありましたように、子ども手当というものを支給していただくことによつて子どもさんを社会全体で育て上げていくという発想の中に、自分の時間というものをもちと生活の中に見出していきけるような人生を設計することが可能になる可能性がある、私はそのようにも思つております。

ただ同時に、私は先ほどから申し上げておりますように、新しい公共というものをもちと日本の社会の中に位置付けていくと、仕事一辺倒で生きてきたお父さんが、これからは必ずしもそうではないですよ、もっと幸せというものを自分自身若いうちから見出していくことが大事じゃないです

か、その地域での例えば防犯活動とかあるいは教育活動のようなことに力を入れていくことによって、自分自身もそのことで仕事以外にも幸せを見出すことができますよというように、若い世代の皆様方にこれから自由に発想できるような社会をつくり上げていきたい、そのように思っております。税制の問題なども含めて検討していくことが大変重要な今のテーマだと、私はそのように考えているところでございます。

○島田智哉子君 ありがとうございます。

子ども・子育てビジョンにおきましては、地域子育て支援拠点を平成二十六年度には一万か所まで増やしていくとされておりまして、子育てに関する情報提供や子育ての悩みを共有していく、そのような相談体制を充実させていくことで子育て中の親の孤立化を防ぐことにつながることでしようし、地域の皆さんとの交流の場にもなると思います。是非引き続き、そうした整備にもお取り組みいただきたいと思います。

ただ、そうした中におきましても、障害を持つ子どもさんの支援についてはその体制の整備が遅れている現状がございます。先日もNICUなどに長期入院をしている子どもたちの後方支援病床に対する報酬面の強化について、御説明を大臣からお聞かせいただきました。また、お父さん、お母さん方にとりましては、できるのであれば我が子を我が家で親や兄弟と一緒に子育てをしたいと、そう思うのは親としてよく理解をいたします。しかし、我が家で子育てをしたいと願いながらもその子への医療・福祉面での支援が必ずしも十分ではありません。もし子どもの病状が悪くなった場合に再入院できないのではないかと、そうした不安からなかなか親の希望がかなえられない、そういったお話もお聞きいたします。そのような重い障害を持つ子どもと家庭に対する支援の現状、医療面、福祉面での現状に対する政府の御認識をお聞かせいただきたいと思います。

○大臣政務官(山井和則君) 御質問ありがとうございます。

在宅で重い障害を持つ子どもを育てている家族への医療・福祉面への対応については、まず第一に重症心身障害児通園事業というのがございまして、これにつきましては、昨年度の二百八十二か所から十八か所増の三百か所に拡充を図り、対前年度一億円の増額となる三十一億円を計上しているところでございます。また、次の短期入所という家族の一時的な休息を図るための支援に関しましては、遷延性意識障害やALSなどの方々に関しましては、医療機関により提供される短期入所について、昨年四月の障害者福祉の報酬改定によりまして日帰り型の報酬を創設し、支援の拡充を図ったところでございます。

○島田智哉子君 ありがとうございます。

時間もなくなりました。今回の子ども手当を第一歩として様々な困難に直面している子ども、またその家族を社会全体で支え合う社会を目指して、私も政府とともに力を合わせて尽くしてまいりたいと思います。

ありがとうございます。

○石井みどり君 おはようございます。自由民主党・改革クラブの石井みどりでございます。

本日は、鳩山総理に子ども手当法案に関して少しお聞かせいただきたいと思います。いただいた時間が二十分で大変限られておりますので、質問を絞っての御質問をさせていただきます。

まず、この子ども手当法案でございますが、大変拙速に議論が不十分なまま作られておりますので、非常に大変問題が多い法案だというふうに思っております。特に財源に関しましては、今随分国民の方々、特に子どもを育てておられる世帯の方々は非常に子育てに関していろいろな不安をお持ちでございますが、やはり経済的な問題もお抱えてございます。そうしたときに、こういう現金給付があること自体は悪くはありませんが、しかし今、国の財政を考えますと大変な状態でありまして、二十二年度予算でも、当初でも国債の発行額四十四兆円にも達しております。これは

昭和二十一年度以降初めて税收額を上回ることとなりまして、そしてまた、報道によりますと、二十二年度中に追加的な経済政策あるいは補正予算を組むと検討をするというふうに伝えられております。

そうしますと、本当に今年度、二十二年度でも子ども手当、これは財源に大変御苦労されて半額の一萬三千万円ということでありまして、それでもこの二十二年度予算の歳入では、四十四兆円の国債では足らなくて、十・六兆円という財政投融資の特会やあるいは外為の特会からの受入れを入れてこれは予算編成をされている。そうしますと、特に二十三年度から子ども手当全額月二万六千円ということに対して、まさに国民の方々から見たら、これは子どもたちが本当に大きくなるまでいただけるのかと大変な不安を持つわけでありまして、本来こういう恒久政策に対しては恒久的財源の手当てが不可欠だと思っておりますが、これに関しては全く見通しがないという状態でありまして。

ここに關して、どうせすぐ政権が替わったらまたこんな手当なくなるんだから、取りあえずは貯金しておこうとおっしゃる親御さんもおられます。あるいは、こういう手当を当てにしていか、民間企業は、いろいろなことを子どもに関する様々な会社は期待はされているんですが、果たして恒久政策でなければこの手当は消費には回らないで、やはり貯蓄や家計の足しになってしまうと思っております。

この財源の見通しに關して、総理のお考えをお聞かせしたいと思います。

○内閣総理大臣(鳩山由紀夫君) 石井委員から財源のお尋ねがございました。

今お話を伺っておりますと、どうせまたすぐ政権交代があるんだからという御意見もありました。そうならないように私どもは頑張っております。特に子ども手当、これは児童手当の方から拡充をされたら、児童手当からずっと続いているお子さんに対する支給でございます。これをこのれからも拡充していく方向というものは日本の社

会、子どもさんの育ちにとつては大変必要なものだと、そのようにまず認識をしております。どのような政権になろうとも本来継続をされるべきものではないかとまず申し上げておきます。

ただ財源に關しては、おっしゃるとおり、二十二年度も大変苦労をいたしました。そして、私もとしては、子どもさんに対する手当の支給でございます。それが、例えば国債をどんどん増発するということによって、結果として子どもさんの将来に負担となって戻ってくるということになってはなかなかいかぬと、そのようにも考えております。

したがしまして、子ども手当のようにマニフェストの実現に向けての財源は、基本的に今までの歳出をできるだけ削減する、見直すという方向で努力をしてきたところでございます。

二十三年度以降に關しても、我々としては、私どもとすればマニフェストどおりに支給すること、をまず基本的に考えているところでございまして、その財源に關しては、今申し上げたように予算を徹底的に見直ししていくと、特に歳出を削減をするという方向、努力の中で見出しをまいりたいと考えているところでございます。

○石井みどり君 当初は、やはり財源に対して無駄を見付けて無駄を省いてということでありましたが、それでも結局は足らなくて、二十二年は半額の月一萬三千万円でありまして。そして昨年、総理も、そして長妻大臣も、全額国費負担でとおっしゃっていたのが、途中からこれが宗旨変えをされまして、地方の負担あるいは事業主の負担もあるという、現行の児童手当をそっくりのみ込むという、そういうことになってしまいました。

むしろ、今国民が何が不安かといいますと、やはり将来に対する不安、これは社会保障が大変大きな役割があると思っておりますが、こういう社会保障に対しては恒久的な財源を持つてくる。例えば、今、消費税の議論、少し、鳩山政権でもやその発言が始めましたが、総理自身は、消費税は四年間は、御自分の任期中は消費税を上げないと明

言をされておられますが、本来は、社会保障勘定としてそこに消費税を社会保障に特化した、そういうふうにしていく、社会保障勘定をきちんと別枠にしてやっていくということが私は重要であろうと、そして自民党の方ではそういう議論を今重ねております。そういうお考えはないんでしょうか。

四年間このままですと、完全に財政破綻が目の前であります。そして、子ども手当の支給というのは、子どもたちへの将来のツケ回しでありまして、残酷な言い方をすれば、財政における児童虐待だという指摘もあるぐらいでありますがいかがでしょうか。

○内閣総理大臣(鳩山由紀夫君) 消費税の議論に関しては、私も年金の議論をスタートをさせ、また将来的な財源というのを考えて、税調の中でも議論が必要だと思つてるところでございます。

私も、なぜ私が政権を担当いたします際に消費税の引上げを行わないと、少なくとも私が政権を担当している間は行わないということを申し上げたかといえ、やはり、旧政権と言つては恐縮ではございますが、まだまだ様々な予算の中に無駄があるのではないかと、その無駄を徹底的に排除をするという必要があると。それを、消費税の議論を並行的に行うと、どうも財源が見付かるからいいじゃないかという安易な発想に陥りがちになります。そうならないために、まずは徹底的に歳入の削減を努力しようではないかというところをございまして、そのために、消費税に對してすぐ上げるなどというところを決めるべきではないと申し上げたところでございます。

ただ同時に、社会保障、これからも年々、社会保障、特に年金あるいは医療を中心に増えてくるということも考えていかなければなりません。そして、私もまだこれは決めておるわけではございませんけれども、最低保障年金の財源として消費税、税を充てるということを決めてきていた民主

党でもございます。そのことを考えたときに、やはり社会保障というものに重点的に充てるための消費税の在り方というものは大いにこれから議論をしてまいりたいと思つております。

政府としてもこの議論を十分に行つてまいりたいと思つておりますが、野党の自民党さん始め皆様方の御意見もいづれか真剣に承らせていただきながら、より国民の皆様方に望まれる社会保障の在り方というものを構築してまいりたいと考えております。

○石井みどり君 それでは、財源の無駄によつて財源が見付からない場合は赤字国債を増発し続けるという意味だということに受け止めました。また、この議論は別の機会にさせていただきます。

続いて、この子ども手当法案、総理は施政方針演説の中で、いのちをまるで選挙演説のごとく連呼されて、二十四回もいのちを守りたいと連発をされました。その割には、社会的に非常に恵まれない子どもたち、児童養護施設に入所する身寄りのない子ども、あるいは強制措置入所による児童養護施設等に入所する子どもたち、この子たちにはこの子ども手当は支給はされません。大変、更に差別を受けているという状態があります。

非常にこういうところまでの十分な議論が不十分なまま、まさに選挙、参議院選挙目当てという、ばらまきの子ども手当というふうに私も思いますが、この子どもたちに関して、一昨日の厚生労働委員会において、長妻大臣は、安心こども基金の地域子育て創生事業を活用して施設に對して援助を実施すると、そういう御答弁をいただきましたが、しかしこの基金による創生事業では、一般のお子さんがお使いになるようなそういう使い方はできないのであります。

例えば、一昨日も申し上げたことでありますが、やはり普通の大人であれば、普通のまともな親であれば、せっかくだとお金だから子どもに学資保険にしよう、あるいは大学入学のための積立預金にしようとか、そういう使い方も今は随分考えられていて、金融機関のそういうものも今

準備ができていつていっているようであります。

しかし、こういう施設に入つておられるお子さんたちはそういう貯蓄は使えないのであります。もしこれが恒久政策であれば、赤ちゃんから本当に施設を出る十八歳まで相当なお金がたまるわけでありまして。しかし、この子たちに対してはそういう使い方はできない。また、学用品等に使うといつても、赤ちゃんであればそういうことは、使えないわけでありまして。

親のいない子どもたちへ子ども手当の支給を求めるといふ、こういうことを求めておられる方が、今決議をされているところへ、親のいない、あるいは親が不詳の子どもたちに対しても同じような手当を支給してほしい、また速やかに未成年の後見人を選任して児童養護施設、乳児院や里親との連携の仕組みをつくつてほしい、また児童養護施設に親がいても入所されている、あるいは里親に委託された子どもには、養育に当たつておられる方々に実の親と同じようにこの手当を支給していただきたい、そしてこの手当の支給に関してはやつぱり一定のルールできちんと管理がされるようにという、こういう要望を出されておられます。

是非、総理自身は大変恵まれた家庭にお育ちになりました。その年までお母様からの子ども手当をいただかれた、大変、まさにまれに見る裕福な家庭に生まれました。しかし、そんな銀のスプーンをくわえたお子さんは大変少数であります。世の中には恵まれないお子さんが現にいらつしやいます。そういう方々がやはり更なる差別を受けない、そして社会の一員としてきちんと受け止めて育つていくということが大事だろうと思つて、こういうことに関して総理はどのようにお感じになつておられますか。総理にお願いいたします。

○国務大臣(長妻昭君) 今あるおっしゃられましたけれども、だからこそ今回、平成二十二年度は安心こども基金で我々は措置するということで、今まで何十年にもわたつてそういう施設に入つて

いるお子さんには児童手当が出なかつた、こういう問題がほつたかしにされてきて、我々としては安心こども基金で平成二十二年度は措置をしてお子さんのために使つていただきたいということで、平成二十三年度には今言われたようないろいろな問題がありますので、それは制度設計の中できちつと議論をして検討をしていくということが基本的な考え方であります。

○石井みどり君 今随分大きな声で強調しておつしやいましたけれども、じゃなぜ、二十三年度から検討して十分なそういう手当ができるようにするといふのであれば、なぜ二十二年からしないように十分な議論をされなかつたんでしょうか。まさに拙速といふべきこの法ではないでしょうか。

六月支給ということ、参議院選挙に間に合わせるためのばらまきではないでしょうか。それを申し上げて、総理の答弁を求めます。

○委員長(柳田稔君) 長妻大臣。

○石井みどり君 いえ、総理の方からお願いいたします。

○国務大臣(長妻昭君) 今、私の方に質問がありましたんで、その六月というのは、この六月にお待ちをいただいているお子さんというわけで、年々三回の支給でありますので、それと同じ手法で支給をさせていただいていくということになります。

○内閣総理大臣(鳩山由紀夫君) 石井委員が様々な議論を今されました。できれば児童手当の中で、本来そのようなことも手当てをされるべきではなかつたんでしょうか。

私も、したがって政権を取りました以上、このようなむしろ身寄りのないお子さん方、恵まれないお子さん方のために、その方々を社会全体で育てていくのではないかと発想で子ども手当を創設をしたわけをございまして、したがって私も、決して無責任にこのことを済ませるつもりはありません。できる限り石井委員な

どのお考えも中に入れていただいて、充実を図ってまいりたいことをお約束をいたします。

○石井みどり君 違いますよ。財源がなくて、児童手当をのみ込んで児童手当のスキームを使わざるを得なかったから、そうなんじゃないですか。明らかに詭弁であります。それを指摘しておきます。

そして、施設を出たお子さんたちは、十八歳で独立していかなくてはいいわけですね。アパートを借りたり、そして職も見付けなきゃいけない。こういう方々が、すぐに未成年後見人がいなかったりする場合はなかなか、アパートを借りるときも大変な困難な目に遭うわけですね。そして、その未成年後見人の選任が大変進んでいないという現状があります。

総理は、自立援助ホームということを御存じでしょうか。こういう自立援助ホーム、施設を出たお子さんたちが家族のような形で暮らしておられる、そういう施設が東京にも幾つもあります。そして、このお子さんたちは働しながら、みんなでお金を出し合いながら、半年後には新たにアパートを見付けたりして出ていかれるわけです。こういう方々たちは本当にまじめにきちんと働いて、そして働ながら税金も納めているわけです。総理のように税金を納めなかったわけではないです。

そういうことを含めて御答弁をお願いして、私の質問を終わります。

○内閣総理大臣(鳩山由紀夫君) 今お話がありましたように、施設を出られた方が自立支援ホームで、その中でしっかりと頑張つて社会の中で活躍をされる、私はすばらしいことだと思います。そういった非常に厳しい環境の中で、しかしたくましく生きていかれるお子さん方に対する支援というものがより充実されるような社会をつくり上げていきたい、その意味においても、私は新しい公共という発想が一つ大きな手だてになるということも併せて申し上げておきたいと存じます。

○丸川珠代君 自由民主党の丸川珠代でございます

ます。

自由民主党 改革クラブを代表して質問させていただきます。

鳩山総理大臣、ようやく参議院での子ども手当の議論に御参加をいただきました。本会議にもおいでになりました。したに委員会の場にわざわざおいでをいただくとは、ほぼ前代未聞に近い状況でございます。

委員会にまでわざわざお越しいただくのであれば、重要広範議案として取り扱っていただければよかったのではないですか。重要広範議案にすれば二十時間きつちり議論をすることができま。現状では十一時間ほどの議論にしかすぎません。おかげで大変な重大な欠陥がたくさん残っております。

これは、私もからすれば、拙速な議論をすることによって何としても六月の支給に間に合わせたい、つまり選挙前の支給に間に合わせたいための方策としか見えませんけれども、重要広範議案にしかかったのはどうしてですか。

○内閣総理大臣(鳩山由紀夫君) それは、私どもが決めたわけではございません。国会の中で、いわゆる国対で決めた話でございまして、私は一切かわつておりませんので、答弁はできません。

○丸川珠代君 政府・与党一体ですから、是非御指示をいただきましたものだと思います。

さて、重大な欠陥がございまして。この欠陥の最大のポイント、一つには在日外国人の方の海外監護の子への支給についての問題であります。日本人ではない、日本に住んでもいない外国人の子どもが給付を受けられる一方で、親が海外に駐在しているために、日本に住んでもいない外国人の子どもが給付を受けられない。この重大な欠陥を長妻大臣は今年度は修正されないと断言しておりますが、鳩山総理大臣、これはたつた一項この法案に修正を加えるだけで多くの不正を防ぐことができます。

この子ども手当の支給に関する法律案の第四条に、次の一項を加えてください。第三として、第

一項の規定にかかわらず、子ども手当は、子どもが日本国内に住所を有せず、かつ、日本国民でないときは、当該子ども手当については支給をしない。もう一度言います。第四条に次の一項を加えれば多くの不正は防ぐことができます。第一項の規定にかかわらず、子ども手当は、子どもが日本国内に住所を有せず、かつ、日本国民でないときは、当該子ども手当については支給しない。

この一文を加えていただきますと、何も窓口で煩雑な書類の確認等をしなくても、日本に住んでいない、親は日本に住んでいるという在日外国人の海外で監護をしている子どもには支給をしないで済むようになりますが、最高責任者としてどうお考えになりますか。鳩山総理大臣に伺っております。

○国務大臣(長妻昭君) 申し上げますけれども、一九八一年に児童手当については国籍条項が撤廃をされたということとございまして、今のお話は国籍を付けるということとありますので、それは内国民待遇等の関係で議論が必要だと思います。私自身が申し上げているのは、子どもの居住要件、子どもに日本国内に住んでいるという居住要件を課すということを平成二十三年の実施に向けて検討していきたいということは答弁しているところであります。

○内閣総理大臣(鳩山由紀夫君) 今、長妻大臣が申し上げたとおりでございますが、私も、児童手当という今日まで多くのお子さん方をお持ちの御家庭が支給を受けていたこの在り方というものをまずは二十二年年度拡充をさせていただくというにしたいわけでございます。

したがって、そのやり方を基本的に今年度は踏襲させていただいたわけですが、ただそれでも、日本で働いておられる外国人の方々、そして外国にお子さんがおられたとしてもその監護というものをしっかりとある意味で市町村においてチェックをすることというものを、できるだけこの充実をさせるということで今年度はまずその措置をまいりたいと思っております。

年度以降に関しては長妻大臣が申し上げたとおりでございます。

○丸川珠代君 長妻大臣がおっしゃったことは間違っております。今私が申し上げました修正は難民条約には抵触をいたしません。

それから、居住要件では、日本人の親を持つ日本人の子どもが海外にいる場合、これは支給ができません。ところが、今言った修正であれば、親が日本国籍を持って、日本の国内にいて、かつ子どもが海外にいる場合でも支給することができま。あなたが言っている居住要件の修正よりも優れた修正だと思いますが、このたつた一つだけの項目を加えることがあなたたちにはなぜできないのでしょうか。鳩山総理大臣、お答えください。

○国務大臣(長妻昭君) 今の件については、一九八一年に国籍条項が撤廃をされたというのは、これは難民条約だけではなくて、ほかの条約等も勘案して時の政府が決定したというふう聞いておりますので、これについては、我々としてはきちつとやはり検討する必要があるというふうに考えております。

○内閣総理大臣(鳩山由紀夫君) この法案の修正に関しては、どうぞ理事間でもし必要ならば御議論をいただければと思っております。

私どもが考えておりますのは、私の子どももそうでありまして、海外で働いておられると、海外に例え出張でお子さんは日本におられるというふうな状況、その時々よろうかと思っております。あるいは母親と父親がそれぞれ海外と国内で別れて国内でお子さんを養育されているという場合もあるかと思っております。様々な状況というものがあるものですから、まずは本年は子ども手当というものを、児童手当というものを基本的に踏襲させていただく中で、更に不適切な部分というものがあれば、それをできる限り正していく方向に求めてまいりたいと考えております。

○丸川珠代君 鳩山総理大臣が今おっしゃったケース、どちらかの親が日本国内にいてどちらかの親が海外にいて、子どもを監護しているのが、生計がどちらにあるかというのがどちらかのパターンがあるというふうにおっしゃいましたが、今言った、第四条に次の一項を加える、つまり第一項の規定にかかわらず、子ども手当は子どもが日本国内に住所を有せず、かつ日本国民でないときは当該子どもについては支給をしない、この一文を加えますとどちらのケースでも子ども手当を受け取っていただくことができますが、いかがでしょうか、総理大臣。総理大臣に聞いています。

○国務大臣(長妻昭君) 先ほど、日本人が海外にいてお子さんが日本にいてというお話では出ないというお話ですけれども、もちろん祖父父母等々と住んでいる場合は一定の要件で出るということもございまして、これは平成二十三年度の制度設計の中で議論すべき課題だということでありま

す。

○内閣総理大臣(鳩山由紀夫君) いろいろな変更というものに対してはある意味で時間を掛けて考えた方がよろしいかと思っております。特に児童手当が今日までもらえている方々に対しては利益にもしなるといような変更も出てくるわけでございまして、そのようなときには慎重にやはり図る必要があると思っておりますので、二十三年度以降にはそのことをしっかりと盛り込んでまいりたいと思います。

○丸川珠代君 重要な問題を抱えていて、かつ慎重な議論が必要だというのであれば、なぜその修正について議論する前に拙速にこの制度を施行しようとする、実行しようとなさるのでしょうか。十分な議論が必要であるのであれば、なぜ衆議院でまず強行採決をしたのか。まあこれは国会の話ですからあなたには関係ない話かもしれませんが。

○内閣総理大臣(鳩山由紀夫君) 今まで児童手当

を支給されてこられて、それほど大きな問題になつていたと思っております。したがって、私は一年目は踏襲をさせていただくということで、大きな変更がなくとも、今日までそれほど大きな問題点があったというふうには伺っておりますので、十分ではないかと理解をしております。

○丸川珠代君 今まで問題が起きなかった理由というのは、総理からすると微々たる額の差かもしれないが、子ども手当というのはお一人様最高でも一万円だったわけです。年齢の制限もあり、所得の制限もあり、国家が投入する総額としては子ども手当は全く異なるものであった。これが一人最低でも一萬三千元。

これをもし中国の農村部で育てている子どもたちが、親が日本にいてという理由で申請を受けま

す。それが認められま

す。それが認められま

す。それが認められま

す。それが認められま

す。それが認められま

す。それが認められま

す。それが認められま

す。それが認められま

しいですか。鳩山総理大臣。

○国務大臣(長妻昭君) この全体の総額というの

は、それは子ども手当に比べると、それは大きい

ということでございます。

いろいろ意見が反映されていないという御指摘

でございますけれども、この衆参でいただいた貴

重な意見を我々もちゃんと勘案をして、法律が成

立した後に、まずは確認の厳格化ということの通

知を全自治体に出して徹底をさせるということに

も取り組んでまいるところであります。

○内閣総理大臣(鳩山由紀夫君) 総額において、

それは当然違いが出てまいります。それは、今ま

で小学生まででありましたのを中学までに広げま

したということもありますし、所得制限というも

のも外したということもあります。

ただ、大事なことは、やはり一人一人の御家庭

においてということでは丸川委員からもお尋ねが

あったわけでありま

す。したがって、私は

やはり基本としては、一人一人においてどのよう

に例えば人生設計というものが変わるかという発

想の中で考えるのが基本ではないかと思

○丸川珠代君 子ども手当は、満額の支給になり

ますと、児童手当のときに比べて国費の負担が四

兆円大きくなります。あなた方がまだ見付けてい

ない財源、あと二兆円、三兆円ほど必要になりま

すけれども、こうした大きな財政のインパクトが

ある制度を不正が認められるような状況で始める

つもりですか。鳩山総理大臣。

○内閣総理大臣(鳩山由紀夫君) 私どもは決して

不正があつたと、今までも児童手当においてそん

なに大きな不正があつたというふうには考えてお

りません。したがって、まず二十二年度の仕

組みと二十三年以降の仕組みというのは大きな

く法律において違うという御理解をいただきました

いと存じます。

○丸川珠代君 残念ながら、理解できません。将

来に対する予測性のなさ、また、税金を払うこと

のみならず税金を使うことにに対する鈍感さにはも

はや絶望的ですらあります。

さて、鳩山総理大臣の息子さんのお子さんが一

月に誕生されました。あなたにとってはお孫さん

であります。このお孫さんは今御両親と一緒に

海外に住んでおられるので、子ども手当の支給の

対象にはなりません。総理自身はこのことについ

てどう思われますか。

○内閣総理大臣(鳩山由紀夫君) 現在そのよう

に、今、丸川委員が御質問のように、私の孫とい

うか子どもの子ともであります。二人モスクワ

におります。したがって、現在の、これから

の子ども手当、支給されないというのは理解をし

ております。

○丸川珠代君 制度としては、もし息子さん夫婦

が子どもが中学校を卒業するまでに日本に帰って

こられますと、そこから子ども手当が支給される

ことになります。あなたのお孫さんは、おじい

ちゃまが大変たくさんのお金を持っていらつ

しゃって非常に恵まれた環境にあると思

います。そういう恵まれた自分の孫がこの子ども手

当をもらうぐら

いだつたら、児童養護施設にいて身

寄りがなく親の監護も受けていない、そういうお

子さんがせめて倍の子ども手当を受け取れるよう

に制度を設計するべきだといふふうにはお考えに

なりません。

○内閣総理大臣(鳩山由紀夫君) 私は、子どもの

人生は子ども

の人生であつて、私と必ずしも関係

がある話では

ありません。

したがって、確かに孫も恵まれた方だと、

そのようには思

いますが、だからといって、やは

り制度設計に

対して、確かに身寄りのないお子さ

ん、あるいは経済的にも厳しい御家庭のお子さ

んに対して何

らか配慮をするべきだという気持ち、

社会の中で子

どもの育ちというものを支援する

という発想から見れば、そういう考え方もないわけ

ではないと思

います。御案内のとおり、今のこ

のような子

どもも手当の支給も、御承知のとおり、

特に満額であ

れば五兆円以上というお金が掛かる

ということ

のではないかと考えております。

○丸川珠代君　あなた自身がお母様から巨額の子ども手当をもらっていたにもかかわらず、御自身はお孫さんに手当てをしてあげようという気持ちもない、子ども的人生は子ども的人生だから勝手にしろというのは非常に冷たい話だと思えます。

そして、私たちの疑問は、なぜ満遍なくあなたのお孫さんのような恵まれた家庭にまで同じ額を支給しなければならぬのかという点であります。どうせ同じ財源を使うのなら、より貧しい家庭、より恵まれない環境にある子どもたちに手厚い支給をすることによって、同じスタートラインに立てる環境を整えることが政治の、大人の役割ではないかと私は考えますが、鳩山総理にはそういうお考えはございませんか。

○内閣総理大臣(鳩山由紀夫君)　御案内のように、私どもの発想の一つは、控除から手当という方向でございます。この控除というものは、年少者の控除というのが完全に実施をされるということになれば、私は、高額に所得を得ている方々にとって、子ども手当と控除の廃止というものの差引きを考えたときに、それほど多くのメリットにはならないという状況でございます。

この辺のことは、まだ二十三年度に関してはどのように制度設計するかということは残っているところでございますが、私どもの発想の中に、やはり所得の低い方々にメリットがあるような形で控除から手当へという方向に大きくかじを切ったということでございます。御理解を願えればと思います。

○丸川珠代君　残念ながら、総理は事実を御存じないのかもしれませんが、控除が廃止されて児童手当が廃止されたことによって、差引きで年収九百万、一千万の世帯が最も多くの実質的な手取りを得ることができ、かつ子どもが二人、小学生がいてという家庭であります。年収が中ほど、五百万、七百万、ちょうど中間層と言われる人たちが一番もらいが少なくなるんですね。

どうして、こういう制度設計のミスを放置したまま、それを直すのは二十三年度でいいとお考えになるのか、全く理解ができません。選挙の前にもうしても支給したいからという以外の理由が全く見付けられないのです。

加えて、総理大臣は、施政方針演説の中で、マハトマ・ガンジー師の慰霊碑に刻まれました七つの社会的な大罪についてお触れになりました。総理大臣がお母様からお受けになった子ども手当は、まさに一般人の感覚からいいますと労働なき富そのものでございますが、御自身が国会の場で何の憶面もなく労働なき富という言葉で口になさったからには、自分がどれだけの大罪を犯したのか、よく顧みて私どもに、つまり国民の代表、そして国民に告白をしていただき、ごんげをしていただきたいと思います。大罪を犯した自覚はありませんか。

○内閣総理大臣(鳩山由紀夫君)　まず、先ほどの九百万、一千万の方々が一番ある意味でメリットを享受されるという話でございますが、それはいわゆる児童手当というものの差額ということになるからでございます。根っこの部分からお話を聞いていただければ、決してそういう話ではありません。

それから、今お尋ねの労働なき富ということでございます。このマハトマ・ガンジーの七つの大罪というものをあえて施政方針演説に盛り込むことに決意をいたしました。必ず丸川委員のような御批判をいただくことを覚悟の中で、あえて私は、だからこそ盛り込ませていただいたところでございます。決して、憶面もなくこのようなものを盛り込んだというわけではありません。御批判は覚悟の上で、しかし私自身、今回母からの資金提供というものを全く存じ上げなかったということも真実であるものですから、それを国民の皆様方に御理解をいただくことをこれからも努力をしてまいることが最も求められていることではないかと、私はそのように考えております。

○山本博司君　公明党の山本博司でございます。

本日は総理に質問を申し上げたいと思います。これまでの審議で明らかになりましたのは、今回の法案は、昨年の衆議院で民主党が政権公約の中で約束をいたしました全額国庫負担を棚上げして、児童手当の仕組みを基本的にそのまま活用し、支給範囲や支給額の拡大分について国庫負担を上乗せしているという平成二十二年一年間のみの時限法であり、実質的な児童手当の拡充法であるということでございます。

公明党は子育て支援に最も力を入れており、児童手当制度は、昭和四十七年の創設以来、我が党が中心となって更なる拡充を訴えてきた結果、限られた財源の中から少しずつ支給範囲や支給額が拡大されてきたわけでございます。

今回の法案は、児童手当の仕組みがそのまま残されており、そこに国庫負担で支給範囲や支給額が拡大されていったことを考えますと、児童手当制度の重要性は認識されていると考えるわけでございます。

そこで、これまでの児童手当制度に対する総理の認識、評価についてまずお聞きを申し上げます。

○内閣総理大臣(鳩山由紀夫君)　山本委員御指摘のとおり、児童手当は昭和四十七年に創設をされたものでございまして、公明党さんの御尽力の下で年々それが拡充されてまいったということでございます。それは、支給額が拡大された、あるいは支給範囲というものも拡大をされたこと。様々な公明党さんの御尽力の下で児童手当がこのように広がってきたことを私どもも認めてまいりたいと思っております。

私も、正直申し上げて、野党の時代に、公明党さんの児童手当の拡充に対して厳しい見解を申し上げてきたところがございますが、しかし一方で、やはり年々お子さんを社会で育てていくべきだという思いの下で御努力をされてきたことには敬意を申し上げます。そのように現在考えているところでございます。

そして、今回の二十二年度の更なる児童手当の

拡充、所得制限を廃止をしていること、あるいは中学卒業まで範囲を拡大をさせていたことなど、これも方向性としては今日まで公明党さんが努力をしてきた方向と相一致するものではないかと、そのようにも思っております。その中で今回の二十二年度の法案が提出されたという思いでございます。

○山本博司君　総理、ありがとうございます。ただ、この児童手当、今総理も言われましたけれども、平成十二年以降五回にわたり拡充されてきたわけでございますけれども、民主党はそのうち過去四回の法改正を伴う拡充案すべてに唯一反対をしてきた党でございます。当時、一部の議員の方々は選挙目当てのばらまきだと、こうして批判をした経緯もございまして、これは猛省すべきでございます。公明党は反対のための反対はしない政党でございますので、民主党の党首である鳩山総理に一言そのことを申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

次に、地方負担、事業主負担の在り方につきましてお聞きを申し上げます。

社会全体で子育てを支援をして少子化対策に取り組むという観点からは、費用負担をすること責任を果たす意味合いもあると考えるわけでございます。

ところが、平成二十三年度以降については、予算編成過程においてこうした財源の在り方について検討することとございまして、けれども、この地方負担、事業主負担を残す可能性があるのかどうか。残さないとしたら、これは地方とか事業主の子育て支援に対する責任が減じられる、そういうことにもなるわけでございます。また、画一的な現金給付は国がやり、またサービスの充実の現物給付、これは地方という、この役割分担を決めてしまうのか、そういう部分もございまして、また、地方負担とか事業主負担を残すのであれば、民主党のマニフェスト違反という指摘も受けるわけでございますけれども、こうしたことも含めて総理の見解をお伺いしたいと思います。

○内閣総理大臣(鳩山由紀夫君) 御承知のとおり、平成二十二年、今御審議いただいている子ども手当法案に關しましては、事業主の御負担も含めて地方の皆様方にも御負担をいただいで、自治体の御負担もいただいているということでございます。

私どもは、二十三年以降の子どもの手当の在り方に関してはこれから徹底的に議論をしていきたいと思っておりますが、まずは歳出の更なる削減と予算を見直していくという中で見出してまいりたいと思っております。そのようなシステム設計の中でまだ事業主負担あるいは自治体の皆様方に御負担をお願いするかどうかということは全く白紙であるということをお願いしておきたいと思っておりますが、でき得ればこのような歳出削減の努力の中で見出していくのが望ましいと基本的にそのように考えているところでございます。

○山本博司君 この問題を含めまして、平成二十三年以降この子ども手当法案の内容をどうしていくのかということが大きな課題でもあるわけでございます。支給額をマニフェストどおりだということであれば月額二万六千円ということでございます。

今後、この満額支給ということになりますと、必要額年五兆三千億円ということで、防衛予算を上回るという予算になるわけでございます。果たしてこれが無駄の削減とか予算の組替えて捻出できる金額なのかどうかということは到底思えないわけでございます。安定した恒久財源を確保しないと結局は次世代にツケを回すことになって、未来に不安が残ります。子どもたちが不安になるということ、本当の意味での少子化対策にはならないと思うわけでございます。こういう点が国民の多くの方々が不安がある点だと思っておりますけれども。

政府は、六月までに、二〇一一年度から一三年度の歳出と歳入の見通しを示す中期財政フレームの取りまとめの中で子ども手当の支給額とか財源

などの試算をするという考えでございますけれども、総理、この財源の確保をどのようにやられるんでしょうか。

○内閣総理大臣(鳩山由紀夫君) 今、山本委員からお尋ねがありましたように、私も六月に中期財政フレームというものを示したいと思います。

その財政の健全化の道筋というものを示す中には、当然、どのような歳出があるかということも議論していかなければなりません。したがって、マニフェストの中で、特に子ども手当の部分に關してはそれまでに結論を見出していく必要がありますし、その財源の在り方というものもそのときまでに議論をして決めておかなければならないと思っております。

したがって、子ども手当をどのように支給させていただくかと、そして支給の方法、財源はどうするかということもそのときにしっかりと明示をしなければならぬことだと思っております。国民の皆様方のお声や経済、財政の状況なども勘案しながら決めてまいりたいと思っております。

○山本博司君 この二〇一〇年だけでも現状は財源の確保で大変御苦労されたと思うわけでございますけれども、次の二〇一一年度、平成二十三年度では、今の二兆三千億円から新規で三兆円新しく増えるわけでございます。また、基礎年金の国庫負担率の引上げ、これが今の十兆円から十二兆円ですから、プラス二兆五千億円新たな財源が必要になります。また、高齢化に伴います自然の増という形では約一兆円前後と言われておりますし、また雇用対策でも八千億円のこうしたこともやらないといけません。子どもたちが不安になるという、社会保障の分野だけでも六兆五千億とか七兆円、非常に大きな財源が必要なのではないかと。

鳩山総理はマニフェストを必ず実現するということで言われておりますけれども、もし財源確保ができなかったならば、二万六千円の支給ができませんということになれば国民への裏切りになるわけでございますけれども、総理はそのときに際

しまして責任はどう取られるおつもりでございますでしょうか。そのことをお聞きしたいと思います。

○内閣総理大臣(鳩山由紀夫君) 平成二十三年以降のマニフェストの実現に向けて、特に子ども手当満額支給できるかどうか、それに対する責任の取り方の御質問がございました。

私としては、まずは基本的に子ども手当満額支給と、マニフェストどおりにその公約を果たすために全力を尽くしてまいりたいと思っております。仮定のことに対してお答えを申し上げる必要もないかと思っておりますが、まずは、財源の在り方は確かに、山本委員からお尋ねがありましたように、御主張のように大変厳しい財政の中で社会保障費は伸び続けていくということが十分予想されてまいります。その中で、マニフェストの実現を図っていくために、特に子ども手当の財源を探していくのは大変厳しい環境であることは十分に認識しております。だからこそ、今まで以上に、一般会計と特別会計、すべてを合わせた会計の中で歳出の削減に全力を傾注していく必要があると。予算の見直しを全力を挙げて行っていく中で基本的には財源を見出してまいりたいと。子どもさんの手当の支給のために、結局、結果としてお子さんに負担ということを将来残してしまつたというようなことには極力ならないような配慮がやはり必要だと理解をしております。そのために今責任を十分果たしてまいりたいと考えております。

○山本博司君 この平成二十三年度の満額支給という形でございますが、これは来年の四月から施行をしていくというお考えでよろしいんでしょうか。また、その法律を提出する時期というのは今回のような形の通常国会という形なんではないかと。

○内閣総理大臣(鳩山由紀夫君) そのこともその時点で決めたいと思っておりますが、基本的にはおっしゃるとおり四月からということで結構でございます。

○山本博司君 この意味では今、これだけの額

を、国費を負担していくということで、やっぱり政策効果ということ、今回の四月から実施をしていく、このことに關しまして数値的に確認をして今後の制度設計に生かしていくということが大変大事だと思うわけでございます。世論調査などの、子どもの健やかな育ちがどのぐらい支援をされたのかという検証の必要性ということで、総理はどのようにお考え、いつごろからどのような形で行うのか、お聞かせいただきたいと思います。

○内閣総理大臣(鳩山由紀夫君) まず、二十三年度にはどのような子ども手当の制度設計にするかというのを考える際に、子ども手当、まだ児童手当もございしますが、子ども手当、今年の六月から支給をさせていただくと。子ども手当の、半額ではございますが、その支給状況の中で様々検証するべきことが出てくると思います。少子化対策に對してどのような意味があるかとか、あるいは経済的にも御家庭に對してどのような意味があるかと、子どもの育ちに對してどのような影響があるかというようなことを一つ一つ、まずは二十二年の中で評価を申し上げていきたいと考えております。

○山本博司君 次に、支給対象について確認をしたいと思います。

児童養護施設に入所する子どもとか里親の下にいる子ども等に対して子ども手当の支給対象とはなっておりませんでした。しかしながら、この法案の「子どもの健やかな育ちを支援する」という趣旨から考えればこうした子どもたちの支援は必要だということで、今回の修正案に關しまして、公明党の主張で、附則の第二条第一項に、「政府は、児童養護施設に入所している子どもその他の子ども手当の支給対象とならない子どもに對する支援等を含め制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と、この項目が盛り込まれておりまして、検討が進むことを期待しているわけござい

います。
約五千人ぐらいの方々がいっしょやという
とでございすけれども、政府はどのように支援
をしていくのか、このことにしまして総理にお
聞きをしたいと思ひます。

○内閣総理大臣(鳩山由紀夫君) 今、山本委員か
らのお尋ねがありました、例えば身寄りのない児
童養護施設などに入所しておられるお子さん、あ
るいは里親の下にお子さんの方に対して、平成
二十二年度は御案内のとおり安心ことも基金とい
う中でできる限り適用して支給をしてまいりたい
と考えておりますことは御案内のとおりでござい
ます。

それ以後にしまして、極力、今、公明党さんの御
主張されていた方向で努力を申し上げてまいりた
いと思つておりました、今は現在は親のいないお
子さんが四百五十人、あるいは強制入所されて
おられる七百人、合わせて五千人程度の方々には
支給されてこなかったわけでございす、そう
いった方々にも平成二十三年以降支給されるよ
うな方向で検討をしていきたいと考えていること
ろでございまして、その制度の充実に向けて努力
をいたしてまいります。

○山本博司君 次に、大臣にこの修正に關しまし
て、親が仕事で海外に赴任をして、子どもが日本
の学校に通う場合に、現状では子ども手当の支給
対象にならないということで、これは不合理であ
るということで、同じく附則第二条第一項の「そ
の他の子ども手当の支給対象とならない子どもに
対する支援等」というの中に含められるべきで
あり、支給対象とすべきと考えますけれども、こ
のことに關しましての大臣の見解をお伺いしたい
と思ひます。

○国務大臣(長妻昭君) 御両親が日本国籍で海外
に赴任をされておられると、そしてお子さんは日
本におられるということで、もちろん祖父母母等
で養われて一定の要件があればその祖父母の方に出
るということでございすけれども、寮とかそ
ういう宿舎にお子さんが入っている場合は現時点で

は出ないということになっております。その中
で、海外に、親が日本に在住していないというこ
とは、かなり大きく全体の法体系を見直す必要が
あるというふうに考えておりました、平成二十三
年度におきましてもその部分について検討をいた
しますけれども、この法律の中で措置できるの
か、あるいは別の手だてが必要なのか、それも含
めて検討課題だということに考えております。

○山本博司君 是非とも推進をお願いしたいと思
ひます。

続きまして、同じく修正の部分でございすけ
れども、手当などの現金給付だけではなくて、待
機児童を解消する保育サービスの充実などの現物
の給付、そして育児休業の普及促進などのワー
ク・ライフ・バランスの推進、さらには、子育て
世代である若者の雇用の安定など、総合的に拡充
をされて初めて子育て支援という政策目標を進め
ることができると考えているわけでございまし
て、その施策のバランスを進めることが大事で
ございす。

この法案の附則の第二条第二項に、政府は、平
成二十三年以降の子育て支援に係る全般的な施
策の拡充について検討を加え、その結果に基づい
て必要な措置を講ずるものと、このようにあるわ
けでございまして、全般的な施策の検討ではな
く、拡充という文言を盛り込んだことで大変画期
的なことであると思うわけでございす。

このことに關しまして、政府が子ども・子育て
ビジョンを今回出されておりました、保育所とか
児童クラブの整備などで約一兆六千億円というこ
とが出ていますわけでございす。この点に關しま
して、政府としてどのような形でこれを推進をし
ていくのか、この総理の見解をお伺いしたいと思
ひます。

○内閣総理大臣(鳩山由紀夫君) 山本委員からお
話がありましたように、お子さんを社会の中で
しっかりと支援していくと、支えていくという思
いの中で子ども手当が創設をされてまいりました
が、ただ社会全体で子どもを育てるということ

は、現金の支給のみであるわけではありませ
ん。むしろ、車の両輪として考えなければなら
ないのは、保育の在り方などの現物給付という
ものもあるわけであります、さらにワーク・ライフ・バ
ランスをいかに推進していくかということも極め
て重要な発想だと理解をしております。

私どもは、このために子育て支援の総合的な対
策として、いわゆる数値目標なども設定をいたし
ました。保育サービスは毎年五万人増やしていく
というふうな子ども・子育てビジョンというもの
も策定をしたわけでございまして、これは大変、
ある意味で国民の皆さん方の希望も大きな部分だ
と理解をしております。

さらに、この関係大臣から成ります子ども・子
育て新システム検討会議というものも設置をし
て、幼保一体化というものを含めて子育て支援の
ための包括的、一元的な制度の構築に向けて、本
年の前半に基本的な方向性を固めてまいります。
来年には、通常国会にならうかと思ひますが、法
案の提出まで準備をしたいと、そのように考えて
おります。

○山本博司君 終わります。

○小池晃君 日本共産党の小池晃です。
子ども手当創設、今年については、これは十五
歳以下の扶養控除廃止されますが、来年度中は負
担増になる国民はほとんどおりませんので、その
限りにおいて、来年度の範囲で私も賛成してお
りますが、これは問題は二〇一一年以降です。配
偶者控除や成年扶養控除について見直すというこ
とが税制改正大綱でも明言されているわけであ
るが、配偶者控除、扶養控除の廃止というのは、こ
れは低所得者にとつても、総理、重い負担になる
と思ひますので、やはりこれは行うべきではない
と思ひますが、総理、いかがですか。

○内閣総理大臣(鳩山由紀夫君) 私どもは、年少
者に対する扶養控除というののに關しては、これ
は控除から手当へという方向で決めたところで
ございす。
この成年扶養控除あるいは配偶者控除に關して

は、見直すということには取り組むことにいたし
ておりますが、まだこれは国民の世論などもしつ
かりと受け止めてまいらなければならぬことだ
とも思つておりますし、今お話がありましたよう
な事情、特に低所得者の方々には大変厳しい、結果
としての増税という効果になる可能性もあるわけ
でございすので、ここは十分に議論を深めて取
り組んでまいらなければならぬことだと、その
ように基本的に考えております。

○小池晃君 総理はそういう認識を示されたん
ですけれども、菅財務大臣が衆議院の本会議で我が
議員の質問に対して、各種控除の拡充によつて所
得再配分機能が低下をしていふんだという答弁を
されておりました、これは要するに控除の拡充で
課税最低限の引上げが行われて所得再配分機能が
低下していると。控除の拡充が所得再配分機能を
低下させるというのは、私、全く理解できないで
すね。

総理もこういう、所得控除というのは高額所得
者、まあ今の答弁だとちょっと違う感じなんです
が、菅大臣のちよつと認識と違うようなんです
が、いかがですか。総理の認識をお伺いします。

○内閣総理大臣(鳩山由紀夫君) この菅大臣の
発言であります、各種控除の拡充によつて課税最
低限の引上げが行われてきていると、その結果、
所得再配分機能が低下しているということが述べ
られているわけでございす。

課税最低限が引き上げられてしまふということ
によつて所得再配分機能が低下しているという実
態はこれは事実としてあるのではないかと思つて
おりますが、むしろ所得控除というものは、基本
的には控除額が同じ額の場合には高所得者ほど税
負担軽減額が大きくなるという点はあると。した
がつて、そういう意味でその拡充が所得再配分機
能に影響を与えてきた面もあると思つています。

ただ、私が小池委員に申し上げたいのは、私
どもは、やはりただ単に控除というものを廃止を
するというだけではなくて、控除から手当へと
いう、これをセットにするべきだと基本的には私

はそのように考えておりまして、そのことによつて所得再配分機能というものを回復させるということができると認識をしております。

○小池晃君 私も所得控除を手当と比較したらば、それは高額所得者に所得控除の方が有利であるというのは、それは当然そうだと思うんですよ。そういうことを議論しているわけじゃなくて、菅大臣の答弁というのは、所得控除自体が高額所得者優遇というふうに考えておられるような、そういう答弁だったものですからただしているわけでありまして。

今、額として高額所得者ほど控除による減税は大きくなるというのは事実、それは事実です。しかし問題は、増税というのは絶対額もありますけれども、増税の率ということが負担感としてはあるわけです。例えば、配偶者控除が廃止されれば、夫婦のみの世帯で年収三百万円の所得税、住民税の増税額は五万四千五百円、これ収入に占める割合は一・八%ですが、これに対して年収一億円の場合は十八万五千円で、額は大きいですが、所得に対する比率でいうと〇・一八五%にすぎない、十倍も違うわけです。ですから、配偶者控除の廃止による増税というのは、私は決して高所得者ほど重いというそういう増税ではないというふうに思うんですが、総理、認識いかがですか。

○内閣総理大臣(鳩山由紀夫君) まさに、額においては高額所得者の方が大きいと思いますが、率からすれば低所得者の方が率が高くなるということとは事実として存在すると思います。したがって、この議論はただ単に、あるいは税収を高めるといふ思いの中での控除というものを見直すという方向だけではなくて、控除から手当へというワンセットの中でしっかりと議論することが求められているのではないかと重ねて申し上げておきます。

○小池晃君 だから、それは分かるんです、セツトであれば。だから、配偶者手当を出すために配偶者控除を廃止するわけじゃないわけで、これ全く手当違うわけですから、これはその分野においては私は議論は成り立たない。というところでいうと、やっぱり配偶者控除の廃止というのは、これはやはり問題であるというふうに思いますし、私はやはり高額所得者優遇の仕組みを見直すというのであれば筋が違ふと。そうであれば、この間もう累次にわたって行われてきた高額所得者に対する最高税率の引下げ、ここをやっぱりきちつと見直していくということによって財源を生み出すべきであつて、やはり子育てを終えた世帯あるいはお子さんのいない世帯に負担を押し付ける、こういう形で財源をつくるというのは間違いである。だから、私はやっぱり子育て支援の財源というのは、本来の税の在り方、この間やられてきた大企業減税あるいは大資産家減税の見直し、あるいは歳出の面でも、この間メス入つていまして軍事實費の問題、こういったことにメスを入れて財源つくるべきだと思うんですが、大臣、いかがですか。

○内閣総理大臣(鳩山由紀夫君) 軍事實費の話になると多少意見を異にするところがありますが、それまでの議論はなかなか私は傾聴に値すると理解をしております。すなわち、やはり配偶者控除というものを、ただ単にそれを廃止して済むという議論は、なかなかこれは慎重にされなければならぬ議論だと、私もそのように考えているところも付け加えさせていただきます。

ただ、見直すという場合に、私も確かに大資産家に対する優遇税制とか、いわゆる株などの配当の優遇税制などというふうなものとか、あるいは所得税における最高税率の見直しという議論は、これから大いに税制調査会などを中心に行うべきだと思っております。

ただ、軍事實費ということになれば、私はこれはかなりぎりぎりの予算、〇・三%増額、今回なつたということでありまして、これは子ども手当の中に含まれているので、実質は軍事實費というか防衛費も減少しているというのが実態だと思つておりまして、なかなか専守防衛の中で私どもがこれ以上の防衛費というものを今削減するという状況

ではないと理解をしております。

○小池晃君 最後の問題はちよつとやっぱり私も意見を異にするんですが、今年の防衛費、軍事實費の中で一番増えているのは米軍再編経費です。これは、グラム協定のときに野党時代民主党は反対しているわけですから、やっぱり私はこの問題でも間違つていっているように言つておきたいと思ひます。

それから、控除の問題は、ほかの料金、例えば難病の医療費やあるいは保育料などに波及する、これは政権でも検討するとおっしゃっているんですが、こういう波及はしっかりと抑えるということとはきちんとしていただきたいと思います。

それから、ちよつと一点、予算委員会でも私、質問通告して時間切れでできなかった問題があるんですけど、シベリア抑留者の特別措置法ですね。これは私、総理と一緒に毎年の慰霊祭にも御一緒に参加をしてきて取り組んできた経過があつて、私はやっぱりこれは本場に一刻を争う問題だといふふうに思ひます。本来であれば、前の国会で提出されて成立をしてしかなるべきだったはず。

私は、旧ソ連による国際法違反の強制抑留によつて極寒の地で苦しめられた人々に対するこの法案の成立、是非今国会で一秒一刻を争つて実現をさせたいと思ひますが、総理のこの問題に関する御決意も伺いたいと思ひます。

○委員長(柳田稔君) 時間ですので、お答えは簡潔にお願いします。

○内閣総理大臣(鳩山由紀夫君) この話になると長くなりそうなので簡潔にという委員長の御指摘でありますので、簡単に申し上げます。

祖父がある意味でシベリアの最後の抑留されている方々を日本に復帰を申し上げることができたと。しかし、その方々の御苦労に対してまだ完全に報いていないという思いは私も共感していると。そこでございまして、もうこれが最後のチャンスだと、皆さんお年を大変召されているということもあつて急務だと理解をしている中で、政府とし

て、これは長妻大臣も大変関心を持つて行動してくれておりますが、我々としてもできる限りこの政権の中でしっかりとした解決を示してまいりたいと、そのように思つております。

○近藤正道君 社民党・護憲連合の近藤正道でございます。

子ども手当の創設、私どもも大賛成でございます。ただ、課題は、二万六千円、二十三年度の時点ではいろいろ課題が残るということだろうというふうに思つております。

子どもの育ちを社会全体で支援するという中には、企業の社会的責任として事業主の費用負担も含まれるべきだと、私はそういうふうに通つております。また、現状では、ほとんどの自治体で保育料の負担軽減など地域の独自の施策に自治体が現に負担をしております。本格実施に当たりまして全額国庫負担とするのであれば、既存の児童手当の自治体負担分と事業主負担分はプールして、自治体がその地域の子育て施策に活用できると、例えばフランスで全国家族手当金庫、こういう制度がありますけれども、こういうふうな制度、つまり子ども基金を各都道府県に創設をする、こういうものを考えられないかと。つまり、仮に本格実施の際に全額国庫負担となつた場合、事業主あるいは自治体負担は子ども基金などに活用できないのかどうか、総理の御見解をお伺いいたします。

○内閣総理大臣(鳩山由紀夫君) 近藤委員御案内のとおり、二十二年度においては、事業主の皆さん、また自治体の皆さんにも御負担をいただくことにいたしました。二十三年度以降に関しては、まだこれからの大いなる議論ということになるわけでございますので、結論が出ていくわけではございません。

ただ、二十三年度以降ということになりますと、いわゆる幼保一体化の議論なども含めて、私ども新たな次世代育成支援のための包括的、一元的な制度の構築に向けての検討事項というものを考えているところでございますので、その中におき

まして、国や地方や事業主、本人、社会全体がどのように費用負担をするべきかということをとことん議論するべきだと思っております。

特に、マニフェストに書かれておりますように、子ども手当に対して基本的に満たして欲しいという発想になればなおのことだと思っております。

そこにも書いてあるんです。実は、フランスでは全国家族手当金庫により子育て支援にかかわる財源を一体的に管理する仕組みとなっている。この今まさに、近藤委員がお尋ねありましたフランスのやり方というものとつ検討してまいりたいと思っております。現金給付と現物給付を一体的にどのように組み合わせいくかというような議論も、そこでも議論をしてまいることができればと思っております。

○近藤正道君 ありがとうございます。

子育て支援 これはもう現金と現物とワーク・ライフ・バランス、この三本柱だ。この認識はこの子ども手当の議論の中でもうまさに共通事項になったというふうに思っております。

そういう意味で、子ども・子育てビジョン、皆さんから精力的に整備をしていただいたわけでありましたが、数値目標も入れていただきました。そして、主な施策の財源だけを合計いたしますと七千億ということですが、詳細はもっと増えるようでございます。今ほど議論が出ましたけれども、この子ども・子育てビジョンの財源確保、とにかく総理から頑張っていたいただきたい、こういうふうにも思っておりますが、御決意をお伺いいたします。

○内閣総理大臣 鳩山由紀夫君 財源確保、しっかりやっていると聞いております。

今お話ありましたように、七千億円というのは、例えば保育サービスをこれから毎年五万人ずつ増やしていくということになりますと、平成二十六年度、単年度に七千億円必要だということになります。相当な額でございますので、単年度において、すぐに七千億というわけではありせん

が、かなりの額が要求されてくると思います。

したがって、この財源に関しては財務大臣などとも真剣勝負でやらなきゃいかぬ話だと思っておりますが、一番ある意味で国民の皆様方が新政権に対して期待をいただいているところでもあらうかと思っておりますので、財源確保には最善を尽くしてまいりたいと存じます。

○近藤正道君 もう一つ気になる点をお聞きしたいというふうに思っています。子ども手当と他の社会保険とのバランスの問題なんですね。

現在、国民年金三万円以下、月額三万円以下で暮らしている高齢者の方が約九十三万人いると、こういうふうにならわれておまして、うち九割は、九割の八十三万人、これは女性だと。つまり、百万近い女性の皆さんが三万円以下の年金で暮らしている。

そういう状況の中で、子ども手当が初年度の一万三千円にのり込んでいっても、二万六千円になったときには国民的な合意がさっと得られるんだらうか。私は、二万六千円、この意義というのは十分理解をされているつもりであります。現に国民年金三万円で暮らしている人たちが相当いる中で、この国民的な合意を得る努力というのはやっぱり相当重要だろうと、こういうふうにも今思っております。

これは私の要望でございますけれども、この本格実施二万六千円をやる際には、やっぱり高齢者の年金問題あるいは他の社会保険の姿をしつかり示すと。例えば、月額七万、民主党であれば、社民党であれば八万と言っているんですけれども、七万の最低保障年金がいつごろからこうなる、あるいは給付税控除、こういうものもこれから間もなく追っかけて実現すると、そういう制度でしつかりとやっぱり支えるんで、何とかこの二万六千円についてこれこれこういう意義があるんでは是非皆さん理解をしてくださないと、そういうふうには言わないと、やっぱり三万円以下の年金を放置したままだといろいろ国民の間に割り切れない感情みたいなものが私は残るんじゃないかというふう

に思っています。

そういう社会保障の具体的なビジョンとセットでこの二万六千円の必要性というものを是非強く訴えていただきたいと、こういうふうに思います。が、総理の考えをお聞かせをいただきたい。私は、二万六千円やめろというんじゃないで、やっぱりやれ、やってほしいという立場で、そういうセットの議論も是非していただきたいという立場でございますので、よろしくお願いをいたします。

○内閣総理大臣 鳩山由紀夫君 いわゆる子育てと、それからお年寄りのための、高齢者の皆さん方への対策と併せて社会保険全体のビジョンを特に子ども手当を更に拡充するときには示すべきだと、近藤委員の御主張、そのとおりだと思います。

私も、今まで少子高齢者対策ということの中で、少子化、すなわち子どもさんに対する手当というものが高齢者に対する手当に対して余りにも薄かったと、十分の一以下ではなかったかと思っております。それだけある意味でお子さんに対する支援というものが少なかつたというのが実情であります。そのバランスを取り戻していくための一助として子ども手当というものを創設したいと考えたわけでございます。

ただ、そうはいっても、今様々なサービスを受けておられるお年寄りの方々にとつてみれば、私たちはどうなるんだというお気持ちがあるうかと思えます。特に、今三万円以下の国民年金の方が九十三万人おられる、ほとんど女性の方々が、そういうようなお話がありました。そういう方々に対して、いや、我々は年金制度も抜本的に変えていきますよ、将来は七万円と、最低でもそうなりますよというように、まだこれは決めているわけではありせんので、年金制度をこれから大いに与野党を超えてでも議論をする必要があるうかと思っております。こういった制度設計も併せてお示しをする必要があるうかと思っておりますので、極力、子ども手当というものを更に拡充して

いくときには社会保険全体の姿をもっと具体的に示してできるようにしてまいりたいと存じます。

○近藤正道君 終わります。

○委員長 柳田稔君 以上で内閣総理大臣に対する質疑は終了いたしました。

午後三時に再開することとし、休憩いたします。

午前十一時四十二分休憩

午後三時開会

○委員長 柳田稔君 ただいまから厚生労働委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、森田高君及び伊達忠一君が委員を辞任され、その補欠として徳永久志君及び塚田一郎君が選任されました。

○委員長 柳田稔君 休憩前に引き続き、平成二十二年十月における子ども手当の支給に関する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○小池晃君 日本共産党の小池晃です。

ちよつと冒頭、保育所の入所待機児童数、昨年十月の数字が本日発表されました、四万六千五百八十八人ということで、昨年同月よりも五千人以上増えておりますが、この数字についての大臣の御所見と、やはりこの委員会でも繰り返し議論になってきたように、この問題の解消というのは子育て支援の中で待ったなしの課題になってきていると思っております。いかがでしょうか。

○国務大臣 長妻昭君 これ毎年、厚生労働省、保育所の待機児童数を四月と十月の数字を発表させていただいているということでございまして、今言われたのはこの十月の分の、昨年十月でございまして、数字が四万六千五百八十八人ということでございまして、前年よりも、おっしゃられるように六千人弱増えているというような現実がございます。

これは、少子化の流れの中で、働く親御さんが増えたというのが一つ大きな原因だというふうに考えておまして、我々は、この委員会でも御指摘いただきましたように、現金のみならず現物給付で計画を立てておりますけれども、さらに分園とか空き教室、公民館あるいは公営住宅などなど、あるいは小池委員からも御指摘いただいた遊休地の問題なども財務省と協議をしております、そういう、全力で保育サービスの充実というのも図っていきいたいことであります。

○小池晃君 認可保育所の設置を基本に解消を図っていくということで進めていただきたいと思

います。それから、子ども手当の創設に伴って学童クラブの財源がどうなるのが心配されていたわけですが、来年度は今年と同様に児童手当勘定で実施されることになりまして、この委員会の質疑の中でも大臣は、放課後児童クラブを始めとする児童育成事業は非常に重要だと、もちろん継続していくんだという答弁もされていきます。

学童保育は本当に重要で、小一の壁という言葉もあるように、保育から学童保育に移った途端に時間や規模あるいはその内容が後退してしまうということが問題になっておりまして、これは質の問題では、これまで最低基準がなかったわけですが、二〇〇七年には、放課後児童クラブガイドラインを国は作りまして、子ども・子育てビジョンでも、これを踏まえて向上というふうになっていくんですが、これ、法的拘束力がないわけですね。ガイドラインで定められた基準が守られない、そういう事態が発生しております、例えばこのガイドラインでは規模の上限七十人というふうにしていくけれども、七十一人を超えている施設が一割を超えておりまして、詰め込み学童保育、過密保育の問題は深刻です。

大規模学童解消のために、国はいったん七十一人以上の大規模学童に対する補助金を出さない方針出したんだけど、こういう方針出ても、例えば立川市、多摩市、横浜市など、幾つかの自治

体では全面解消の方針を持っていない。何でかという、これ、最低基準がないというのが一つあるわけですね。それから、補助金もらっても余りにそれが少ないので、補助金をもらうために分割をするよりも詰め込んだ方が財政負担が少ないという、こういうことになってしまっているわけですね。こういう中で、やはり学童保育の基準を地方の自主性だけに任せていては質の向上を図ることはなかなか困難ではないか。

私、大臣、この学童保育の問題について、国としてやはり何らかの拘束力を持っている基準を定めることを検討すべきではないかと思うんですが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(長妻昭君) 今言われた小一の壁というのが解消される必要があると。保育所から小学校一年生になると、夕方の預かりというのが手薄になってしまふんではないかという問題でありますけれども、これは新システム検討会議、子ども・子育ての、その会議が設置をされて、その中で幼保一体化とともに私は議論されるべき点は今おっしゃられた放課後児童クラブと。文科科学省も、これは学習の一環で放課後延長的な教育をやっているという部分もありますので、それも一体的にやはり文科科学省と厚生労働省のいろいろ重なる部分について見直しをしていく必要があるというふうに考えております。

その際、その基準についても一つの論点として議論が行われる必要があるというふうに考えております、今はおっしゃられるように放課後児童クラブのガイドラインで、児童一人当たり一・六五平方メートル以上が望ましいというスペースもあるんですけれども、ガイドラインということでもありますので、その検討会議の中で文科省と厚生労働省にまたがった問題の一つとして検討していきたいと思っております。

○小池晃君 是非こういう拘束力のある基準を作るという方向で検討を進めていただきたいと思

います。実は私の、うちの子も今年、小学校に入学するんですよね。保育だと延長で七時半までなんですけれども、学童になると六時というふうになるわけですね、これ、帰るときもお父さん、お母さんで分担して、私もちよつと分担をして帰る手伝いをするとか、やっぱりこの小一の壁というのは実感もしていますので、是非やっぱりこういう点にしっかり光を当てていただきたいというふうに思っております。

それから、保育の問題で、明日の安心と成長のための緊急経済対策で、直接契約制度、保育に欠ける要件の見直し、利用者補助制度への転換という方向が打ち出されておりますが、この利用者補助方式ということについては、これは、昨日の参事人でも話題になりました、いわゆるパウチャー方式、つまり現金を給付して、保育サービスの利用は利用者の自由に任せると。こういう制度を含むものとして厚生労働省としては考えておられるのか、それとも、それは検討には含まないということなのか、お尋ねします。

○国務大臣(長妻昭君) パウチャーということについては、これは衆議院の厚生労働委員会でも質疑がございまして、それも検討事項の一つであるというふうに答えさせていただいているわけでありまして、それです。

ただ、パウチャーといったときにいろんな概念がありますので、例えば一番自由なパウチャーという概念であれば、例えばそのパウチャーを子育て世代にお渡しして、それは民間の学習塾でも使えるし、全く民間の子ども関係のスイミングスクールでも使えるとか、幅広いパウチャーという考え方も、もう一つ、かなり限定的なパウチャーという考え方は、公的な認可保育所などでそのパウチャー的な券を保育所に出せば、その保育所に対する運営費の補助が上がっていく。つまり、園児に人気のある保育所ほど補助が潤沢に付いてくる。こういうある意味では、お母様、親御さんの非常に行きたい保育所ほど補助が厚くなって、そこが充実していく。こういう考え方から、いろいろ考え方がありと

思います。で、一つの検討課題として検討するというふうに考えております。

○小池晃君 私ども、このパウチャー制度の導入というのは、結局、市場原理に任せていくということになりかねない危険性を持つておると思っております、子どもの貧困が問題になっている中で、やはり格差を広げるようなことについては、これは我々はやるべきでないというふうに思っております。

今もお話しましたが、直接契約ということが検討になっているんですが、これ昨日、参事人でも出されましたけれども、今本場に大都市圏では保育所に入らずに、お母さん、お父さんが駆けずり回って、就活ならぬ保活という状況になって、今日の数字でも待機児童の数もこれだけ増えているわけですね。

直接申込み、直接契約制度というのは利用者本位だというふうに言うけれども、結局、大都市圏で起こっているような親が駆けずり回るような状態は、むしろこういうことにすれば深刻化をしようののではないかと、いうふうに思うんですが、その点はいかがですか。

○国務大臣(長妻昭君) 先ほど申し上げたのは基本的な検討課題でありますけれども、やはり親御さんからも評価される保育所に補助が多く付いて、そこでいろいろ施設が改修されて定員も増えてくるというふうなことも一つの考え方ではないのかというふうに思いますが、ただ、そういうような措置が保育所を探すのに逆に、善かれと思つた措置で保育所を探すことがより困難になるということはあつてはならないというふうに思いますので、そういうことも勘案して新システム検討会議で議論をしていくことであります。

○小池晃君 保育所が充足していればそういう質の問題ということもなってくるかと思うんですが、圧倒的に足りない中で直接契約制度といううなことになるれば、私はむしろ現状のお父さん、お母さんたちの苦勞を、困難を、特に大都市部では深刻にするだけだというふうに思います。

せっかく買った車も手放さなければいけないような状況も起きてくるわけです。ですから、私は財源のことを大臣に今お聞きしているということでございます。

先ほどから無駄云々というようなお話もございましたけれども、それは後ほどまたお話をいたしますが、今回、結果的に財源が確保できなかったということで、児童手当の部分をそのまま残した形で今回作っておられるんですね。例えば事業主だけで、今資料の一でございませうけれども、事業主が千四百三十六億円、地方負担が四千六百五十二億円という形で、たしかこれ児童手当的なものを残すという地方にも負担と言われたときに六団体が物すごい反対をされた経緯があるだろうというふうに思うんですけれども、もう一度申し上げますが、二十三年度の予算をどういう形で考えているのか、もう一度お答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(長妻昭君) 二十三年度につきまして、我々この満額の支給というのを申し上げておりますので、その支給のための財源について、これは予算編成の過程で財政当局ともきちっと議論をしていくということです。

ただ、前提としては、これはもう鳩山内閣の方針ですが、それぞれの担当大臣が査定大臣となつて自分の省の、私でいえば厚生労働省が非常に大きな規模の予算を預かっておりますので、省内の事業仕分の手法も使つて、徹底的に見直していくべきものは見直すというふうなことで取り組んでまいりたいというふうな考えております。

そして、消費税には、これは一期の政権の中では上げるといふことはございませうが、議論を進めると同時に、消費税以外の税制の体系については税調で議論をするということとなっております。

○西島英利君 実は、長妻大臣が記者会見を何回かされております。十月の十六日には、全部国費ということで概算要求をいたしますと、そういう立場で財政当局と交渉をしていきますと。十一月

の十九日には、平成二十二年度の概算要求で全額国費というようなことの記者会見をされております。そして、十二月の八日だったかな、九日になりますと、全額国費でお願いしたいということは変わっていないと。ここから微妙に変わってくるんですね。

つまり、このときまでは当然財源が確保できるだろうと思つていたところが、やはり財務省との交渉の中でなかなかうまくいかないというふうなところで、ここからが児童手当の拡充という考え方に変わつてきておられるんですね。ですけど、これはやっぱりおかしいんですね。そもそものが今回のこの法律も子ども手当の法律なんですよ、児童手当の拡充の法律じゃないんですね。

ですから、その後、様々な形の中で、今日も総理が、これは児童手当の拡充ですから児童手当のときのいろんな仕組みは残しておかなきゃいけないからというふうなことをおっしゃつたように私、記憶しているんですけども、児童手当と子ども手当、全く違うはずですよ。いつから児童手当の拡充という形になつていったんですか。ただ、財源が足りないから地方にも出してもらい、事業主にも出してもらつたという、ただそれだけのことで児童手当の拡充というこの言葉にすり替わつてきたんじゃないですか、いかがですか。

○国務大臣(長妻昭君) 今法案を御議論していただいているものは平成二十二年度についてのものがございますけれども、財源についてもいろいろな議論がございまして、負担という意味では、この児童手当の負担の額に見合うものをお願いをしていこうと、最終的にはそういう形になつたわけでありませう。

と同時に、地方の事務の負担ということもございまして、年に三回支給するというふうな事務手続のスキームも児童手当の当時のスキームを使つていくということ、こういう形になつたわけでありませう。

ただ、あくまで、その支給をする、これはお金を支給するわけでございますので、その趣旨とし

ては、子ども手当の今御議論をいただいている法律にも書かせていただいておりますように、第一条で「次代の社会を担ふ子どもの健やかな育ちを支援するため」ということが目標に掲げさせていたでいるということ、あくまで支払うお金そのものは子ども手当の理念であります。

○西島英利君 今大臣、ちよつと大変なことをおっしゃつたんですね。つまり、ずっと今まで答弁してこられたのは、児童手当の拡充という言葉を使つて答弁をしてこられました。しかし、今の御答弁は児童手当の拡充じゃないですよ。ただスキームを使つていふことを今おっしゃいました。これはそれでいいんですね。児童手当じゃなくてあくまでも子ども手当なんですよということではないんですか。

○国務大臣(長妻昭君) 今議論していただいている法律は子ども手当法案でございまして、その子ども手当ということで一万三千円というお金を支給させていただくということで、その趣旨についても、この第一条、先ほど読んだ趣旨でお支払いをするということでございます。

ただ、この負担の考え方あるいは事務の流れのスキームというのは、この児童手当ということをいろいろな負担も考へて使つていくという趣旨であります。

○西島英利君 これ後ほど質問をいたしますけれども、今まさしく外国人の、在留の外国人の子弟の問題が大きな問題になつていふんでございませうけれども、このときの説明は、必ず児童手当の拡充があつて、それを残していかなきゃいけないんだというふうなことを何回もおっしゃつていふんですね。ですから、そういう意味で私はこれしつこくちよつと御質問をさせて今いただいているところでございます。

そこで、また後ほどこの件については、この財源のことを聞いても同じことの恐らく答弁だろうと思ひますから、資料の二を見ていただきたいんですが、これは「社会保障給付費の推移」でございませう。これは年金、医療、福祉その他、つまり

介護でございます。この資料二を見ていきますと、毎年毎年すごい伸びを示しているんですよ。たつた三年間の間に七兆数千億円の伸びを示しています。

これは大臣もよくおっしゃつていふんですが、毎年一兆円ずつ国費の負担が増えてきているということをおっしゃつております。これは五年、十年たつともう大変な金額になるわけですね。ですから、まさしく今社会保障の給付を、伸びていく一方の給付をどうするのかということで実は消費税の議論が恐らく出ているんだらうというふうに思うんですけれども、それでもまだ無駄無駄と言われるんですかね。

つまり、今回もし二万六千円をお払いになるのであれば、二十三年度に、今回よりも更に四兆円新たな財源が発生するわけですね。今おっしゃつたような無駄無駄でその四兆円が出てくるんですか、いかがでございますか。

○国務大臣(長妻昭君) これは先ほど来御答弁申し上げておりますけれども、本当に今おっしゃられたように国費ベースだけでも社会保障の自然増ということ、今と同じサービスでもその人が、対象の方が増えるということもあり、一兆円ずつ増えていくという大変なこれは財政の負担になるということでもあります。

その中で、我々はこの一期の中では消費税、議論はいたしますけれども、上げない。そして、ただ税制全体の、消費税以外のものについてはきちつと議論をしていくということが一点と、もう一つは、不要不急の事業、優先順位を見直すなどなどの措置をとつていくということでもあります。

税制については、この控除を廃止をするというふうなことで、いろいろ若年者扶養控除以外も書かさせて、マニフェストに書いてある部分もございませうけれども、そういうものもろものを議論をして、政府全体として何とか財源を捻出をしていくということ、この協議を、二十三年度に向けて予算編成の中で決着を図つていくということでもあります。

○西島英利君 それでは、無駄という、そのところで質問を進めさせていただきますけれども、資料の三でございまして、天下り先に對する支出十二兆円という表を付けさせていただきます。

長妻大臣はまだ野党のときに、このことを盛んに強調されて、これだけの無駄があるんですというのを盛んに言われました。朝のワイドショーなんか見ても、どうもこれが全部天下りの人たちの人件費になっているんじゃないか的なコメントが非常に多かったように思うんですけども、この十二兆円について、たしか麻生総理に對して、この中でどれだけの無駄があると思うんですかという質問も長妻大臣がされていたわけでございますが、逆にお聞きいたします。

この十二兆円の中でどの部分が無駄だということにおっしゃるんでしょうか、お教えいただきたいと思ひます。

○國務大臣(長妻昭君) この十二兆円について、この中に無駄があるんじゃないかということをお願いしているところでございます。これ、例えば厚生労働省でいえば、独立行政法人福祉医療機構に二千七百八十七億円の基金がございました、天下り団体でございますが、これは返却をさせる。あるいは、この天下り法人に對する補助金について、これ厚生労働省の主管する天下り団体でございますけれども、一千十三億円を削減をする。あるいは、五代続けて国家公務員OBが再就職している公益法人等への補助金については、これの對象の補助金については半分を削減をする。あるいは、国家公務員OBが在籍する公益法人等への補助金については、全体のまず一割を削減するなどの対応を取らせていただいているところでございます。

その中で、政権交代をして、これは第一次補正の執行停止あるいは刷新会議で指摘をされた天下り団体以外のものも含んでいるわけでございますけれども、それをもろもろ足し算いたしますと、合計で一兆二千八百三十億円程度の削減ができた

というふうに考えております。

○西島英利君 それでも一兆二千三百億円ですよね。つまり、これから先必要とする財源は、先ほど申し上げましたけれども、子ども手当だけであと四兆円どこかで確保してこなきゃいけないわけですよ。ですから、とてもとてもそれは遠いものだということに思ふんですね。

さらには、社会保障の給付費はこれから毎年毎年、また更に伸びるかもしれないませんが、毎年自然増が一兆円あると。ですから、その財源をどうしていくのか。とにかく、もう足りない財源をどう確保していくのかということが大変なんですね。

それから、先ほど言われましたけれども、内部留保的なもの、これ返還させる。これは過去もずっと返還させてきているんですよ、そういうふうな仕組みになっていきますから。ですから、これも一度使ったらもうなくなるお金、財源でもあります。

では、そういうのを、この子ども手当的に、半永久的に続いていく、恒久的なものに對して、その財源が当てにできると思っているんですよ、どうか、お教えいただきたいと思ひます。

○國務大臣(長妻昭君) これ、私も永久に未来永劫、消費税を上げないというふうに申し上げているわけではございませんで、一期の中では消費税は上げない、議論はするということで、二期目の前に、必要があれば国政選挙の前にきちっと御負担とその使途を明確にして、そして国民の皆さんの信が得られればそれを実行していくということでございます。

ただ、これは、政権交代してすぐにそういうことを実行していくということとは、これまで我々は、長年に積み重なって、政権交代がない時代に積み重なったある意味では無駄、そういうものを徹底的に見直して、あるいは優先順位の低い事業、これも徹底的に見直していくということで、これには一定の時間が掛かる分野もありますので、それについてはこの一期の中で徹底的に見直

して、その都度その範疇で財源を出して、その考え方で財源を出していくということで、安易にその努力を停止をして消費税ということはあつてはならないというふうに考えております。

○西島英利君 社会保障のその給付に關しまして、毎年毎年予算の中で大変な苦勞をしながら、そして削減をしながら、過去もやってきたことはこれは間違いないんですね。ですから、今何で、マスコミも含めて、この社会保障の給付に關して、もう消費税の議論を何ですぐ始めないのかというのが今の論調ですよ。ですから、確かに無駄をなくすということはこれは大事なことです。ですけれども、それでは賄えないぐらいの伸びを示しているわけでございますから、やはり先日の後期高齢者医療制度のときも私、申し上げました

が、同時並行的にやっぱ議論をして国民に理解を求める活動をしていかない限り、あるとき突然、もうこういう形になりましたから、もう消費税しかありませんですからとほんと出されても、国民は戸惑うだけなんです。

ですから、そういう意味で、来年実行すると言われているわけですが、二十三年度も、その、何回も申し上げますが、五兆三千億円の財源をどうするのかと、これはしつこく言うのは当たり前なんじゃないですか。これ、国民にとつてみたら一度家計に組み入れてしまつと大変なんですよ、これは。

時々、これは誤解をしないで聞いていただきたいんですけども、私も医者でございますから、時々です、まあ、めったにはないんですが、時々あるのが、患者さんが非常にもう大変な状況になられたときに時々聞く言葉なんですけれども、要は、年金がローンの返済に実は当てにしているんで何とかなう少しと、こう言われることは結構あるんですよ。それと同じことです。

二万六千円、ちゃんと二十三年度からやりますよと言つたらば、家計に組み込むのは当たり前じゃないですか、少なくとも中学卒業するまでは。だから、そのときにやっぱ、その家計に組

み込んだ人を安心させるためには、実はこういう財源をちゃんとやりますよということを言わないと、無駄無駄無駄無駄だけではやっぱ国民の安心にはつながらないというふうに私は思ひます。

資料の四を見ていただきたいんですが、これは、長妻大臣は衆議院でございますから、参議院の決算委員会のことについてどういうふうにお考えになっているか分かりますけれども、参議院は決算重視の参議院と言われておりまして、決算審議をずっとやって、そしてそこで最終的には警告決議というものを作つて、そしてこの予算について、予算といひますか、使われたこの部分についてはこれは無駄だから、次の予算編成ではこれは外しなさいということをやつてきたんですね、警告決議。

これは、平成十三年から十七年で何で止まっているのかといひますと、平成十九年の参議院選挙で実は与野党が逆転を参議院しました。そういう視点から、この決算そのものが否決をされましたので、この警告決議というものが出せなくなつてしまつたんです。ですから、その警告決議を反映した内容は実はこの中に出ていないんですが、少なくともこの平成十三年から十七年度の決算を見ていただきますと、特別会計の見直しだけで、十五年、十六年で三十兆円近くは見直ししておるんですよ。

ですから、まさしく参議院の決算委員会というのは、議会で要は事業仕分をやっているようなものなんです。そういう形の中で無駄をかなりなくしてきたという、実はそういう歴史的な経緯がございます。私も五年間決算委員をしておりまして、たので、私自身も様々な形でこの見直しを要求してきたところでございます。

そういう意味からいいますと、大臣がおっしゃるような無駄をなくして、先ほどから何回も言つていますが、とてもとても無駄だけでは賄えないような財源を確保できるというのはなかなか難しいだろうというのが私自身の考え方でござい

ます。

そこで、資料の五を見てください。これは消費税の使途でございます。これは財務省からいただきました二十二年度の予算の内容でございますが、この消費税の収入が充てられる経費、地方へお金を要するに送る、送金するのと、それから基礎年金、老人医療、介護、これを予算総則にもう規定をしているんですね。これは平成十一年度の予算からこういう形になっていきます。

そこでいきますと、消費税が大体十二兆一千億ぐらいですか、その中で地方へ送っている分が五兆三千億、もちろん地方消費税も入れてございしますが、そうすると、国で残っているのが六兆八千億、八千億なんですね。そして、じゃ、基礎年金と老人医療と介護に幾ら税金を投入しているかといいますが、十六兆六千億、実は税金を投入しているんですね。ところが、国が使えろのは六兆八千億、八千億しかないんですね、九兆八千億足りないんですね。

ですから、この九兆八千億をどういう形で賄うのか、これは大変な議論なわけです。ですから、消費税の議論をやつぱり進めていかないといけないですよ、ねというふうな論調がマスコミにも出てきたというのは、実はこの辺りにあるのかなというふうに思います。

もう一度申し上げますが、ですから今もう消費税の議論をしていかないう限り、とてもじゃないけれども、二十三年度からの五兆三千億の財源確保というのには非常に厳しいのではないかと、いうふうには思われるんですね。ところが、将来的には消費税でこういう形で賄いますというメツセージを出せば私は国民は安心するんだらうというふうには思いますが、もう一度御見解をよろしくお願いします。

○国務大臣(長妻昭君) この内閣では、消費税の議論はしていきましようということになっておりまして、その議論は適切にされていくというふうなことを考えております。

ただ、直ちにどうか、その消費税を実際に上げるということは、これはもうまだまだ浪費や優先順位の低い事業の見直し、不要不急の事業の見直しなど、やるべきことがもうたくさんあるというふうなことを考えておりますので、これは徹底的にやはりそこを見直していくというのが大前提になると考えております。

厚生労働省でも、政権交代して事業仕分、刷新会議というのがあって、かなりこれは各省庁そうだと思いますが、非常に緊張感が出てまいりました、刷新送りになつたらどうしようということ、刷新会議に取り上げられたら大変だということ、その前に自ら浪費がないようにもう日々いろいろな業務を見てまいりましよう、こういう機運になり、そういう仕組みも各省庁で取組が始まっておりますので、これをまず本当に徹底的にやつて、国民の皆さんが払った保険料や税金が間違いなく社会保障のサービスに無駄がなく中抜きされないできちつと結び付いているんだと、こういう実感を持っていただかなければ、どんなことを消費税をお願いしてもこれは到底受け入れられないというふうな思っておりますので、まずは今申し上げた前提と消費税以外の税制の議論を検討をしていくというのが前提となります。

○西島英利君 先ほどから何回も私は申し上げているんですが、どうしても議論がかみ合わないですね。

つまり、社会保障の給付費、年金、医療、そして介護を中心にして毎年一兆円自然増があるわけですよ。ということは、三年後であつたら三兆円必要になつてくるんですね、少なくとも、自然増だけで、そして、今回のこの児童手当があと四兆円確保しなければいけない。一方で、赤字国債という形で四十四兆円出されておるわけですよ。こういう過去最大の赤字国債を出しておきながら、無駄をなくすのはこれは当然ですよ。ですから、無駄をなくしてそれだけの財源が出るんですかと。

税の議論をしつかりとして、やはり今のうちから国民に理解を求める活動をしていかないと。去年の読売新聞のアンケートによりますと、社会保障目的であれば消費税の引上げは可というものが六%なんですね。もう国民は分かつてきているんです。それをどうして大臣がそういう形で、無駄無駄無駄と言われるんですか。

やはり、大臣というのは国に対して責任を持つ立場だと思ひますよ。無駄をなくすというのはこれは当たり前です、もう一度言ひますけれども、だけれども、無駄だけでは賄えない金額ですよ。ということを何回も私は申し上げているんです。もう一度お願いします。

○国務大臣(長妻昭君) これも先ほど申し上げましたけれども、ずっと将来にわたつて消費税は全く手をつけませんということを言っているわけではありませんが、鳩山政権一期の中ではそれを上げないということを申し上げております。

ただ、議論はしていくことでございまして、その中で我々としては、もちろんその議論の中で、中期財政フレームなどもありますが、ある程度の将来的な推計数字というの議論の俎上に上ると思ひます。そのときに、この財源をどう確保していくのかという議論があるわけでありまして、その中で新規に発生する埋蔵金、あるいは更に大きな制度の中に潜む浪費というののもどの程度あるのかないのか。

今、これは慎重にやらなきゃいけないということでも私に指示をしておりますけれども、必要以上の医療、過剰医療、あるいは必要以上の介護、過剰介護というのが、これもあるというの事実でありますので、そういう部分について国民の皆さんのサービスは低下させない範囲内で、だれが考えてもおかしいような過剰的なもの、あるいは生活保護の不正など、社会保障の中におかしなものがあるわけでございますので、そういうものにも徹底的にメスを入れていくということが前提となるということであります。

三千億になるわけですね。無駄でそれが捻出できなければ更に赤字国債増やされるんですね。今、四十四兆円、これは過去最大ですよ。さらに、来年二十三年度は、やはり財源確保できないからという事で赤字国債増やされるんですね。コメントをお願いします。

○国務大臣(長妻昭君) ですから、全体の財源については、中期財政フレームということで具体的に全体像をそこで議論するというのも六月ということ、そういう期限もあります。そして、最終的にはこれは予算編成の中で各大臣、政府全体で議論をして決めていくことであります。前提としては申し上げたような税制の議論、そして不要不急の事業の見直しということ、財源を捻出すべく取り組んでいくことであります。

○西島英利君 同じことの答弁なんですよ、ね、不要不急、無駄。それでは賄えないでしょうということを先ほどから何回も申し上げているんです。

資料の六を見てください。もう一度ですが、ちよつと質問を変えたいと思ひますが、これは各国の賃金状況でございます。今回、一万三千円から二十三年度は二万六千円になるんですが、外国に残している子どもで日本に在住している外国人に対しては子どもで日本に在籍している外国人に比べてもそれが、その給付が支給ができるようになるということなんですが、これ見てみますと、今、日本に在籍している人たちの中で一番多いのはたしか中国ですね、二九%ぐらいでしょうか。それからブラジル。ブラジルは、最近やつぱりある意味では不況で仕事が少なくなつたということで若干減つていようございしますけれども、しかしこれを見ますと、中国でもこの賃金額が円換算で二万一千円なんですよ。ところが、お一人に二万六千円行くということになると、一人の労働者以上のお金が行くわけですね。これだつたらば、まあちよつとがうた見方をすれば、じゃ日本に出稼ぎ行つた方がいよいよ、子どもはたくさんつくつて。これは中国のことをあえて言つていようわけじゃないんですが、このほかの国、ここに書いてある国見ても、二万六千円以下なんです。

ですから、ここの部分をどう考えるのかというのがずっと衆議院からの、私、議論だったように思うんですけども、そのときに大臣がおっしゃるのは、これは児童手当の拡充ですから、それには残さなきゃいけなかったんですという言い方されておるんです。でも、先ほどの御答弁では、子ども手当であつて、全く新しいものだということを言われるわけですね。

そうますと、何で外国に住んでいる子どもたちまで在住外国人に対して支給しなきゃいけないのか。これは難民の云々と書いてありますが、あれはあくまでも難民の条項は難民がその領域にいる人に限りとなつておるんですね。そうすると、子どもたちは自分の自国に住んでいるわけでございますから、これは全く対象とならないと考えてもいいんだらうというふうに思ふんですが、どうしてあのスキームを残そうとされたのか。仕組みとしては全く新しい仕組みですよ、子ども手当であれば。それを児童手当の拡充という言葉を使ひながら今まで説明をされてきました。しかし、先ほどの御答弁では、児童手当の拡充ではないみたいなお御答弁がありましたので、この件に関しまして、先ほどの賃金との格差の問題も含めて御答弁いただければと思います。

○国務大臣(長妻昭君) 児童手当については、児童手当の支払の事務のスキームを活用するということでありまして、この外国人のお子さんの件はやはり二つに分けて考える必要があるということだと思います。

一つは、これは衆議院でも参議院の委員会でもお話が出ましたけれども、仮に不正があったときにはどうするんだと、こういうお尋ねがございました。そこで、これまでの認定方法、外国人の方で外国に住む、母国に住むお子さんにに対する支給についてどういう書類でチェックしているのか確認をいたしましたところ、これ自自治体によってまちまちでございました。例えば、在学証明書、官

すからわ。そういう権利があるからということ
で、例えば児童手当のときもそういう形で在留外
国人の子弟にも行っていたわけでしょう。しか
し、そのときには所得制限等々たくさんいろん
な実は制限が付いていたわけですよ。ですから一
兆円で済んでいたわけですよ。

ところが、そういう制限が全くなくなった状況
の中でいきますと、これは先ほど言いました、こ
の国だけじゃないですよ。もつと低いところもた
くさんあります。そういう国からたくさんの方々

が来られてしまうことは、こういうことが周知徹底されたら、児童手当の場合は様々な規制が掛かっていだから周知徹底されなかったただだと私は思うんですよね。

りますが、当然、先ほど申し上げましたように、母国で間違いなくその子どもとずっと住んでいて、そして日本に來たときだけ別居になって、それでまた日本に戻ったときには母国で必ずその

お子さんと住むと、こういう居住の要件というものも監護の考え方の中にはあるわけでございまして、そういうものも厳格にチェックをするということと、そして平成二十三年度においては、子どもも居住要件を日本に限定するというような居住

要件を掲げることも検討の課題にするというよう
なことで議論をしていく。ただ、そのときには日
本人の海外にいるお子さんが、居住要件が掛かる
とそこには出ないということになりますので、そ
の部分はどう整合を付けていくかと。これは三十

年間、三十年前に国籍条項が撤廃されてそれがずっと支払われてきたということもございますので、我々としては、そういう八一年当時の難民条約以外のいろいろな環境で時の政府が考えられたと、国籍条項を撤廃されたと聞いておりますの

で、その部分も勘案しながら、平成二十三年度においては検討課題にしていくことであります。

○西島英利君　これ、一度支払が始まりますと、国際的な問題になりますよ。これは権利の問題です。

ですから、ここまで大きな問題になっているのを何で修正されないんですか。ここまで大きくなっちゃった問題ですよ。何で修正されないんですか。今修正すれば、その問題は解決するじゃないですか。どうぞ。

○國務大臣(長妻昭君)　ですから、先ほど申し上げましたように、これは子どもの居住要件も課す方向で検討していくことでありますが、これは直ちにそれが実行していいのかどうか、これは日本人の、じゃ海外に住んでいるお子さんとの

不利益変更というのをどう考えていくのかといういろいろな論点が浮かび上がりますので、これについて三十年間ずっとこの方式で支給をされてきているということでありまして、これについては平成二十三年度の制度設計の中で検討していくと

ということで、そしてこの法案が成立していただければ、その通知については、不正の懸念というのもございましたので、それについては確認を厳格にしていって、そしてその確認については一定のサポートを国もさせていただくと、こういうような

形で取り組んでいきたいというふうに考えております。

○西島英利君 地方自治体が外国の状況をどういう形でチェックするんですか。ましてや、ある国は賄賂が横行している。要するに、まさしく行政

の方に對して賄賂を渡せばどんな書類でも手に入るというふうな国もあるんですよ。それをどういう形でチェックするんですか。お教えください。

○国務大臣(長妻昭君) 今までも三十年間児童手当が支給されていたわけでありまして、ノーチエックでもちろん支給されているわけではない

というふうに承知しております。これはいろんな自治体がどうチェックしているかということを調べさせていただいているわけですが、在学証明書を取ったり、親子関係が分かる出生証明書

等を取ったり、あるいはパスポートの出入国記録、在学証明書、戸籍、このパスポートなどなど、そういうことを取って確認をしているというふうに承知をしておりますけれども、ただこれ

が、先ほど申し上げましたように、書類の数が少ない自治体もあるし、多い自治体もあるし、まちまちだったということで、我々としてはそれを統一化を図って確認の厳格化をお願いをしていこうと。そして、その公的な書類についても、例えば

新しい国 今までその自治体が経験していない国は初めての書類を見ることになる可能性もあるわけでしょうから、そういう書類については、国としても、その国が出している公的な書類の体裁と違うのはこういうものである等々のサポートをさ

せていただくということであります。

○西島英利君　一兆円のときだから見過ごされてきたという経緯はあったんだろうと思います、それは確かに。ですけれども、今回は、それじゃない、五倍の財源を必要とするわけですよ。ですから

ら、今非常に厳しくこういう形で指摘をなされているわけですね。

それから、今大臣が新しい国というふうにおっしゃいましたが、冗談じゃないですよ。物すごい長い歴史の持っている国、どこの国とは言いません

ん、そこが賄賂が横行しているんですよ。それは御存じでしょう。

ですから、本当にそれがチェックできるんですかと。書式を同じにしたからそれだいいという話じゃないんですね。ある意味では、国が責任持つ

の質を上げていきたい、これまで後回しにされてきた子どもへの予算というのをここで確保をしなければならぬということを申し上げたわけであります。

○石井準一君 時間の関係もありますので、答弁は簡潔明瞭に行っていたきたいと思います。

いろいろな問題があるという認識の中で、本当にこの制度を運用して間違いないとはつきり言い切れるのでしょうか。

○国務大臣(長妻昭君) まず、支払のスキームというのがこれは児童手当のスキームということ、これは三十年間続いてきたスキームでござい、ます。ただ、その中で、やはりその金額の規模、対象者が違うということで、今のスキームには不足している部分については、さつき申し上げたような施設の問題あるいは書類の厳格化の問題で二十二年、対応するというところでござい。

(委員長退席、理事森ゆうこ君着席)

そして、私どもは、マニフェストでもお約束をして、連立政権の中でもお約束をしているところであり、これはもう来月分から支給をするということ、それに期待をされておられる方も、予定をされておられる方もいらっしゃる可能性もありますし、そもそも児童手当というのは六月に支給でござい、児童手当を受給されておられる方はそれプラスアルファを期待されて予定もされておられるのではないかと、ううに考えておりまして、我々はこの判断をしているということでもあります。

○石井準一君 今大臣は、多くの国民が当てにしているというように申しました。二十三年以降、支給額は満額の、じゃ月二万六千円をしっかりと出せるという自信が本にあるのか。先ほど来、西島委員の方からお話がありましたとおり、いったん動き出した制度は家庭の予算の中に組み込まれていくと、そうしたことに対し、やはり大臣はしっかりと責任を持ってこの制度を運用できるという自信があるのかどうか、もう一度お伺いをしたいと思います。

○国務大臣(長妻昭君) これはもう四大臣もサインをしたペーパーにもございますけれども、平成二十三年の予算編成の中で満額支給できるように財源を確保すべく取り組んでいくということでもあります。

(理事森ゆうこ君退席、委員長着席)

○石井準一君 財源のめどもなく赤字国債増発によって賄うことになれば、子ども手当どころか、その返済は今の子どもたちの将来の肩に掛かってくるのではないのでしょうか。この法案の根本的な問題でありますやはり財源の確保ということに對し、もつと大きな責任を持つべきだと思うわけであり。

子どもたちにツケを回す、先送りせず、どうやって出すのか、具体的にもう一度お答えをいただきたいと思。

○国務大臣(長妻昭君) まず、財源の話でござい、ますけれども、これは手当てを出さずということではござい、控除から手当の流れということで、これは十五歳以下の方に適用される若年者扶養控除、これは段階的でござい、ますけれども、廃止をさせていただくということで、控除から手当、これがセットで考えていくということでもあります。

そしてもう一つ、平成二十三年度につきましては、先ほど来申し上げておりますように、不要不急の事業を見直して、あるいは事業の優先順位、低いものについてはそれを廃止をしていくなど、消費税については鳩山政権一期の中では実際に上げるとはいたし、ませんけれども、それ以外の税制についても、これは徹底的に議論をして適切な結論を得ていくなど、財源について我々、二十三年度予算編成の中で検討をしていくことであります。

○石井準一君 マニフェストは国民の約束であるから守っていく、鳩山総理大臣もそのように述べておりました。二十三年以降の子どもの手当支給額は満額支給する決意であると、満額支給に向けて努力をしていくというふうなことも述べており

ますが、野田財務副大臣は、ある意味で本音、来年度の満額支給は難しいかもしれない、それを後で努力目標だと言っている方にも言い換えておるわけであり、ますけれども、満額支給が危ういということがこの七月に行われる参議院選挙前に確認をできたならば、参議院選挙に向けてマニフェストの変更があるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○国務大臣(長妻昭君) これ、先ほど申し上げましたけれども、今の話は私が思い付きで言っているわけではあり、ますで、政府の方針、そして四大臣合意ということで、平成二十三年の予算編成過程の中でこれはきちっと議論していくということ、政府全体で取り組んでいくということでもあります。

○石井準一君 こうした中で、所得制限がなされているということも大きな問題ということで、指摘もあり、ます。高所得者への支給に経済的な少子化対策の意味が本にあるのか。また、次年度の二十三年の制度改正に向け所得制限を残すつもりがあるのか、ないのか。その辺を明確に回答をいただきたいと思。

○国務大臣(長妻昭君) まず、社会全体で子育て、子育てを応援するという趣旨と、もう一つは、これも再三申し上げているところであるんですけど、これも再三申し上げているところであるんですけど、所得制限はない形でございますが、控除から手当へという流れ、セットで我々は考えているところであり、ますで、その意味で控除というのは高額所得者に有利になります。それを廃止をして手当という形になりますと、子ども手当の実額の取り金額は高額所得者ほど実額手取りは減っていくという形になって、この子ども手当が本に届く必要がある方々に十分に届いていくと、こういうような考え方で我々は所得制限を外させていただいたということでもあります。

○石井準一君 私は、マニフェストの変更があるのかとお聞きをしました。それは、やはり二十三年の制度設計の中でそうしたことが議論にな

り、やはり所得制限を付けるべきだと言われた場合にははつきりとマニフェストを変更するのか。また、今年度もマニフェストで二万六千円を支給すると言っておりましたが、一万三千円に変更になった。こうしたことを考えると、満額支給が困難な場合にはその額の変更があり得るのかどうか、大臣にお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(長妻昭君) これ、ちょっと御理解が違わんでありますけれども、我々、マニフェストにもきつちりと平成二十二年は四月分から一万三千円ということの工程表も出させていた、半額というのはあらかじめこれはもう以前からマニフェストの時点で申し上げて選挙を戦わせていたものであり、ますで、別に急に半額になったわけではござい、ません。

○石井準一君 満額支給の二万六千円の件についてお伺いをしています。

何が何でも満額支給を行うために、それでは他の社会保障施策の廃止を、縮小してもその財源を捻出していくというおつもりなんではないか。

○国務大臣(長妻昭君) 当然、ほかの社会保障施策についても、先ほど申し上げましたように、廃止をした部分も今回政権交代してあります。非常に使用頻度あるいは利用者が少ない高齢者の例えは雇用の窓口の部分について、これは全面廃止をしたケースもござい、ますで、つまり優先順位の低いものについてはこれは見直し、廃止ということもあり得ると考えております。そういう考え方の中で、平成二十三年度財源についても議論をしていくということでもあります。

○石井準一君 これだけの巨費を投じた制度であります。仮に政権が替わった場合に、また廃止若しくは大きな改革があった場合に、困るのはやはり国民だと思われ、ます。まず、無駄を削減して財源を確保すると先ほど来言っており、ますで、本当の意味で五・四兆円もの無駄がどこにあるのか、国民もそれは疑念を持っていると思うわけであり、ます。

だからこそ、これだけの大きな制度であるから

こそ、やはり子ども手当の支援であるとかこうしたことは、やはり一年ぐらいきつちりと与野党で協議機関をつくって議論をしていくべきだと。衆議院の予算委員会でも再三野党の委員からそうした指摘を受けているわけでありまして、その辺のお考えを改めて伺いたいと思います。

○国務大臣(長妻昭君) これは、ある意味ではマニフェストでも連立合意でも来月分からと約束をしている案件でもございますので、我々としてはできる限りそれに沿っていくということで法案の審議をお願いしているところであります。

そして、政権交代をした場合はどうなんだというお話がございましたけれども、やはり社会保障制度というのは、政権交代するたびにそれがころ変わるというのは一番国民の皆さんにとつては良くないことだというのは私もよく理解しております。今回も、政権交代が起きましたけれども、前の政権がつくった例えば介護保険をやめちゃうということ、そんなことはもちろんしてありませんし、児童手当についても、それを、何も子どものものをやめるということもございませんし、何か今までの部分を大きくやめてしまおうということがないわけでありまして、やはり一定の国民の皆さんの期待というのがありましようから、そういうことがころ変わるということは、マニフェスト選挙でありますので想定はされないといいふうに考えておりますけれども、やはり大きな改革については、これはよく国民の皆さんに御説明をして御理解をいただいた上で始めていくというのが大前提だということに考えております。

○石井準一君 こうした問題は、与野党で一年間やはりしっかりと議論をし、現金給付はこまめで、現物給付はこまめでやって、その財源をどういうふうにしていくかというやはり協議機関をつくってしっかりと議論していくことの必要性を指摘をしたわけでありまして。

明確なお答えがなかったわけですが、やはり子育て支援に対しての与野党協議、これは国民

民が一番望んでいることだと思うわけでありまして、どのようにお考えですか、改めて伺いたいと思います。

○国務大臣(長妻昭君) これについては、与野党協議というか、もうオープンな場で、この国会という委員会の場で、衆議院から参議院、まさに今も与野党協議の非常に透明性の高いものが私は国会だというふうに考えておりまして、その中でいろんな御指摘をいただいで、我々も取り入れるべきところは取り入れて、先ほどの通知の話とか、あるいは施設への話とか、そういうものについては参考になる質疑をいろいろいただいているところでありまして。

○石井準一君 なぜ六月支給にそんなにこだわっているのか。この通常国会の三月の年度末の日切れ法案がたっさんある大事な時期に、これだけ与野党協議の必要性をそれぞれが認識をしながら、この法案を上げようという、それを強行される、そのことを強くやはり抗議をしていきたいなと思うわけでありまして。

本当の意味での子ども手当の目的は何なのか、子どもの健やかな育ちを支援するのが趣旨だろうと思うわけでありまして、一方、経済のてこ入れであるとか育ちの支援、これ、どちらに比重を置いているのか、やはりいろいろとその問題点を指摘することも、意見もありましたが、その辺について、再度伺いたいと思います。

○国務大臣(長妻昭君) やはり、この子ども手当を支給して少子化の流れを変えたいということも一つあるわけでありまして。

これはもう先進国の中でも、御存じのように、少子高齢社会、これだけかなり少子高齢社会が進んで、突入しているという一番最初の国でございますので、その流れを変えていく、そしてさらに子どもたちの生活の質、教育の質を上げていく、そして子どもたちの貧困率というのも日本は高い部類に入っておりますので、それも改善をしていくというようなことを申し上げているところでありまして。

私が一番危機感を持っておりますのは、やはり産みたい方が子どもを産まないいろいろな理由の中に経済的理由というの非常に大きなものとしてあるわけでありまして、国家百年の計に立ったときに、非常に日本が丈夫な夫なかという危機感を持っているというの背景にあるわけでありまして。

○石井準一君 外国人への支給について伺いをしたいと思うわけでありまして、外国人への支給要件確認厳格化について、具体的な内容をしっかりと提示をし、これだけ問題になっておるこの法案に大きくかわる問題の、この場でしっかりとやっぱりお示しをいただきたいなと思うわけでありまして。

私の方で、自民党内の資料を提示をさせていただきました。これは何をやはり問題視しているのか。外国人に対して支給されるのはどのような要件を満たすのか。すなわち、父母等の日本国内に住所を所有するとはどのような場合が該当するのか。子どもの住所が日本国内か外国かでは違いはあるのか。実子が養子かの違いはどうなのか。類型をしっかりと区別をして説明をしてもらいたいとか。やはり、児童手当の支給を受けている外国人は何人いるのか、その支給総額は幾らなのか、直近の具体的な数字は提示をできないのか。これ、聞いていけばやはり切りがないんですよ。

その中で、やはり外国に居住する外国籍の子どもに対する支給はこの趣旨に合致しているのかどうか、政府の見解を大臣からお伺いをしたいと思っております。

○委員長(柳田稔君) 時間ですので、お答えは簡潔にお願いいたします。

○国務大臣(長妻昭君) 先ほど、るる多くの質問をいただきましたけれども、まず通知案ですね、厳格化については、今ポイントを持っておりまして、けれども、まだ確定ではありませんが、これは全部読み上げるとかなりのボリュームでありますので見出しだけ言いますと、支給要件の確認の徹底、いろいろな個別のものもございます。証明書

の統一化、いろいろ個別のものもございます。不正等に情報交換・提供、外国人が出国した場合の対応などなど、入管、法務省とも協議をしているところでありまして。

そして、子ども手当の今の御提示の資料でございますけれども、やはり国籍要件を掛けるというふうにお見受けをするところでございまして、それが一九八一年に政府が判断した国籍の撤廃に伴って、そのときは、聞いておりますのは、ほかの社会保障の法令にあった国籍条項も撤廃されたと聞いておりますので、そここの整合性についてどうなのか。日本人のお子さんが海外にいる場合、不利益変更になる、その場合はどう対応すればいいのかなどなどについては、これはかねてより申し上げておりますように、平成二十三年度の制度設計の中で検討していくと、子どもの居住要件を課すという方向で検討していくということでございます。

○委員長(柳田稔君) 時間を過ぎておりますので、おまとめください。

○石井準一君 やはり、制度の自身が詰まっていない法案であるということは明白であります。

午前中も丸川委員や西島委員から指摘のあったように、やはりこの法案の四条の次に一項を加えるということ、これだけでも大きな問題になっておりまして外国人の子どもに対する支給もクリアできるわけでありまして。第一項の規定にかかわらず、子ども手当は、子どもが日本国内に住所を有せず、かつ、日本国民でないときは、当該子どもについては、支給をしないと。なぜこれを衆議院の質疑の間に気が付いたときにこの修正をしなければならなかったのか。

公明党さんや民主党さんに聞きますと、やはり児童手当の拡充であるから、今年度は、新年度はこれは修正をして認めよう、しかし倍になる来年はやはりしっかりとこうした問題点をクリアしなければ認めるとはできないと言っておるわけでありまして。

また、過日、近藤委員の質問に対し、修正案に

応じた阿部知子君の答弁にもこうしたことがしつかりと記されておるわけでありませうけれども、大臣、もう一度その辺の認識をお伺いをしたいと思ひます。

○委員長(柳田稔君) お答えは簡潔に願ひます。

○国務大臣(長妻昭君) 国籍要件というのを今この紙で拝見いたしましたけれども、それについて、やはり先ほど申し上げましたように、平成二十三年の本格実施の中でこれは検討課題として議論をさせていただくということでございます。

○委員長(柳田稔君) 時間を過ぎておりますので、おまとめください。

○石井準一君 民主党は、マニフェストにおいて、年金、医療保険、介護保険、障害者自立支援法など様々な制度改革を打ち出しております。これらの改革はこれまでの制度を大きく変えるものであり、国民の生命に直結する制度改革に当たっては、やはりしっかりと国民的議論と十分な準備、周知期間が必要であります。

しかし、この子ども手当一つを取っても、その財源の確保はしっかりと見えてこない。また、高齢化の進展により社会保障予算は毎年一兆円ずつ増えていくという指摘、また大臣もそれをお認めになっておるわけでありませう。子ども手当の満額実施には五兆円以上、基礎年金国庫負担が二分の一引上げになる、これも財源が必要になるということでありませう。そして、消費税論議は四年間封印をされておるわけでありませうけど、こうした新たな財源のめどが立たず、これらの施策をどのように実施をしていくのか改めてお伺いをしたいと思ひます。

○委員長(柳田稔君) 簡潔に願ひします。

○国務大臣(長妻昭君) まず、御負担をお願いを、消費税をお願いをする前に、やはり支払った税金、保険料が全額中抜きされたり無駄に使われなくて社会保障のサービスにきちっと使われていると、こういうことが実感されるような、そういう形に持っていくことが大前提。

そしてもう一つは、先ほど申し上げましたように、消費税については一期には上げるといふことはいたしません、控除から手当てという流れでありますので、それも含めた税制の議論の中で見直しが必要であれば見直ししていくと、そして刷新会議の事業仕分も四月末から始まりますので、それを受けて我々厚生労働省も省内の事業仕分の手法を使って徹底的に浪費を見直して、浪費のみならず優先順位の低い事業についても廃止すべき事業は廃止をするということで御理解をいただきたい、こういう取組を続けていくということでございます。

○委員長(柳田稔君) 時間を大分過ぎておりますので、そろそろおまとめください。

○石井準一君 この子ども手当法案は現政権が続く限り維持される制度だと認識をいたします。ならば、この制度の財源としてやはり恒久的な財源の手当てがしっかりとなされるべきであると思ふわけでありませう。消費税論議は棚上げしたまま、恒久的な財源はどのように手当てするのか、国民は大きな不安を持っておると思ふわけでありませう。

内閣におきまして、仙谷大臣は講演先でこのようなことを言っております。人口構成がこれだけ変わってくると、消費税を二〇%にしてもなかなか追いつかないと述べております。こうしたことを考えると、やはりこの制度が本当に国民のため、子育てのための制度だという自負があるならば、しっかりと消費税論議をしながら、恒久財源の手当てをしていくべきだと思ふわけでありませうけれども、もう一度お伺いをしたいと思ひます。

○国務大臣(長妻昭君) 今、消費税論議を棚上げをしたと言われましたけれども、これ棚上げせず、もうこの内閣で議論をしていくということにしておりまして、これから中期財政フレームという作業もございませうので、議論することでありませう。

ただ、実際にそれを実行するということはこの

一期の中ではいたしませんけれども、今本当に国民の皆さんが払っておられる保険料や税金がもう無駄なく社会保障に使われているんだという実感をも多くの国民の皆さんはまだ持っておられないと、こういう現状でありますので、これは我々も本当に国民の皆さんにきちっと胸を張って、もうほとんど無駄がありませんと説明できるような形に持っていくまで不断の努力をしていくということと、これは今も努力をしているつもりでございますので、それがまず前提になる。そして、控除から手当ての中で消費税以外の税制についてはこれはきちっと見直すべきものは見直ししていくということでございます。

○委員長(柳田稔君) 時間を十分オーバーしていただきますので、最後の質問にしてください。

○石井準一君 ならば、社会保障制度に対する国民の信頼をしっかりと維持していくために、早急にやはり社会保障改革の工程表とその財源確保策をしっかりと示すべきであると思ひますが、どうでしょうか。

○国務大臣(長妻昭君) まず、大きなものは中期財政フレームということの中で議論があるというふうに思ひますし、具体的なものについては平成二十三年の予算編成の中で決定をしていくということでありませう。

○委員長(柳田稔君) 最後の質問にしてください。

○石井準一君 再三指摘をしておりますとおり、二十三年以降、社会保障全体の財源手当てができるのか、子ども手当に加えて二十三年から基礎年金の国庫負担の二分の一の引上げもあるわけでありませう。国民は、この財源手当てがしっかりとできるならば、これは制度として運用してもしっかりとやはり国民にその利益が還元されたというふうに思ふわけでありませうけど、やはり与野党を超えて、こうしたしっかりと財源の確保のできない、あいまいないかげんな制度を運用することに対しては、我々野党自由民主党としてはやはり了承することができないわけでありませう。

改めてその辺の大臣の見解をお伺いをしたいと思ひます。

○委員長(柳田稔君) 最後の質問でよろしゅうございませうか。

○石井準一君 それなら、大臣に聞きます。これだけ問題が指摘をされているのに、ここで委員長は質疑を終局させようというようなことを私の方に指導しておりますけど、これで本当に禍根を残さない法案として自信を持って運用できるということとを明言をできるでしょうか。お答えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(長妻昭君) この衆議院、参議院と委員会でも本場に傾聴に値する貴重な御意見を数々いただきました。

その中で、我々は、二十二年度において運用面、先ほど申し上げました厳格化、確認の厳格化など、できる限りのことは実施をしていきたい。詳細な面でも、ここであつたいたした御議論を反映できるものは反映をさせていただきたいというふうに考えているところであります。

○石井準一君 今大臣の方からそういうお答えがあつたわけでありませうけど、これはまだまだやはりこの厚生委員会の中で、また日程を新たに筆頭間で協議をして質疑時間を設けるべきだと思ふわけでありませう。

そのことに対して、大臣、いかがでしょうか。これはもう十分質疑、審議が尽くされたというふうに認識をされているんでしょうか、お伺いをいたします。

○国務大臣(長妻昭君) 私としては、いろいろな論点が出て、私なりにお答えを申し上げたというふうに考えております。

ただ、今言われた財源の問題というのは、これは本当に大事な話だと私も考えておりまして、だからこそ中期財政フレームを出し、そして平成二十三年の中で議論をきちっとしていく。

ただ、今言われた趣旨がもう直ちに消費税を上げるといふ趣旨であるとすれば、そのことによつて、これまで我々が取り組んできた浪費を

かなり厳しく削減をするということについて、関連性、その意欲がそがれてしまうのではないかと、あるいは国民の皆さんとの約束である一期の中では消費税を上げないということを申し上げ、その中で徹底的にそういう浪費について切り込んでいくということを申し上げているところでありますので、是非その点については、我々議論をさちつとしていくということでございますので、その点について御了解いただきたいと思ひます。

○石井準一君 私どもは、この法案は極めて問題の多い法案だというふうには認識をしております。

このまま見切り発進でスタートさしていいのか。国民はまだまだしつかり時間を掛けて審議をしてほしいという思いがあるんじゃないか、データをそろえてしっかりと国民的な議論をする必要があると。財源の裏付けがあいまいであるとか、根拠は何だとか。マニフェストに書いたから二万円を実行するんだ、これではやはり納得いかなない部分が多いわけでありまして、逆に、じゃ、委員長にお伺いをいたします。

なお筆頭閣で協議をしていただく中で、この問題、更に参議院の厚生労働委員会が質疑を行っていただいたく、私の方からは委員長にしっかりとその辺を含んでいただくようお願いをしていきたいなと思ひうわけでありまして。

○委員長(柳田稔君) 今日まで衆議院並みの質疑時間並びに参考人、総理の出席を求めて質疑をしてまいりました。大方の質疑はこの辺りでよろしいんではないかと私自身はそう思っておりますし、理事会におきましても、民主党さん、公明党さん、共産党さん、社民党さん、皆さんの方からも、そろそろよろしいんではないかという御意見を賜っておりますので、その意見も参考にして判断をしたいと思ひます。

お諮りいたします。(発言する者あり) お諮りいたします。(発言する者あり) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと

認めて御異議ございませんか。(発言する者あり) 静粛に、静粛にお願いします。(発言する者あり) 静粛に、静粛に、ちよつと聞いてください。聞いてから言ってください。

質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕異議ありと呼ぶ者あり

○委員長(柳田稔君) 異議ありですね。はい、分かりました。着席してください。着席してください。(発言する者あり)

御異議があるようですから、これより採決を行います。

質疑を終局することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(柳田稔君) 多数と認めます。よつて、質疑は終局いたしました。(発言する者あり)

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。いいんですか、討論は。いいですか。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。(発言する者あり) 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(柳田稔君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(柳田稔君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時四十三分散会

〔参照〕

(西島英利委員資料)

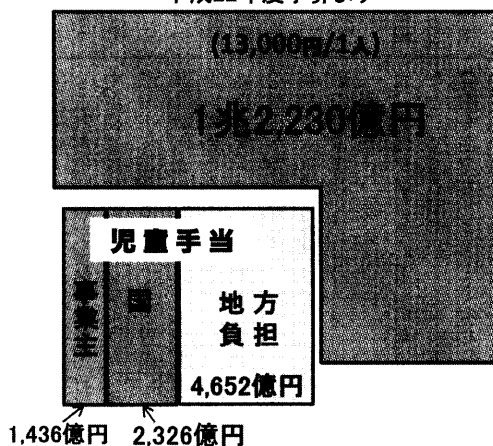
資料 1

子ども手当について

【平成22年度】

子ども手当
2兆644億円

※給付費のみ
平成22年度予算より



【平成23年度】

子ども手当

(25,000円/1人)

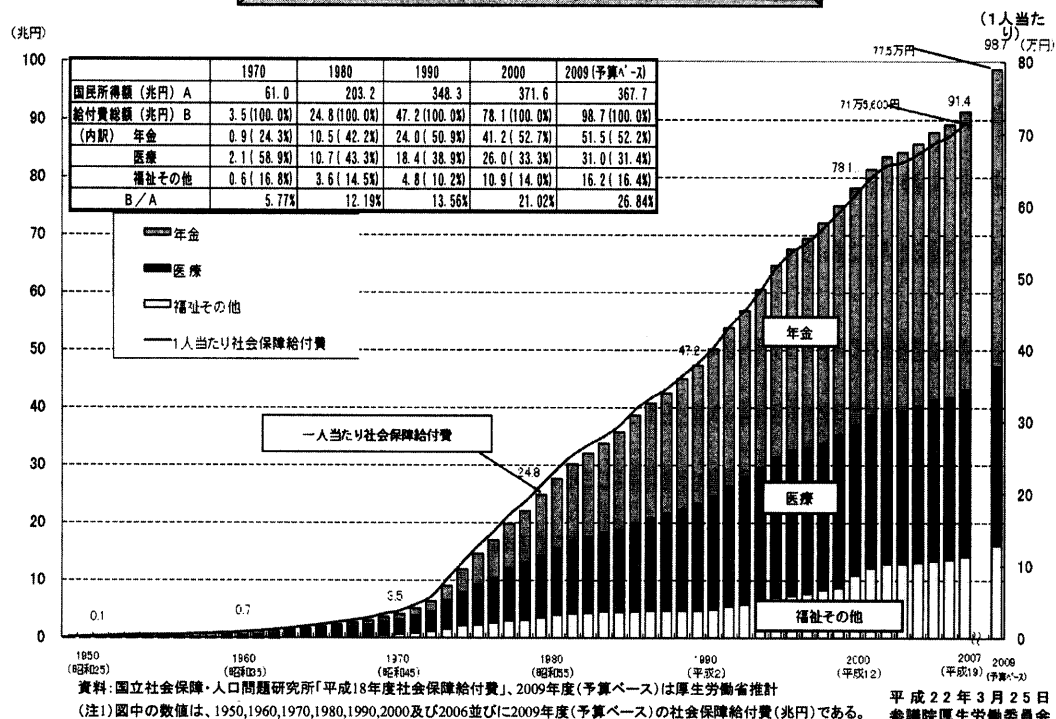
5兆5,000億円

国民生活Manifesto2009より

平成22年3月25日
参議院厚生労働委員会
自由民主党 西島英利

社会保障給付費の推移

資料 2



資料 3

「天下り先に対する支出十二兆円」

財政融資資金貸付 4.2兆円

国民生活金融公庫(1.8兆円)、中小企業金融公庫(0.6兆円)、福祉医療機構(0.2兆円)等

独立行政法人 3.7兆円

住宅金融支援機構(0.3兆円)、国際協力機構(0.2兆円)等

防衛関係 1.5兆円

防衛関係の装備等の調達のため

国立大学・私立大学等 1.2兆円

国立大学法人運営費交付金等(0.7兆円)、私学助成等(0.4兆円)

その他 1.5兆円

中小企業金融公庫(0.3兆円)、国際協力銀行(0.2兆円)等

国家公務員の再就職状況に関する予備的調査(衆議院調査局21年5月)より作成

平成22年3月25日
参議院厚生労働委員会
自由民主党 西島英利

資料 4

平成13～17年度決算における「警告決議」の予算等への反映状況

1. 特別会計の見直しについて(15年度、16年度)	29.4兆円
2. 公益法人等の資金の見直し及び事業の再点検について(16年度)	6,750億円
3. 独立行政法人における随意契約及び天下りの是正等事業の見直しについて(16年度)	3,245億円
4. 年金福祉施設の在り方の抜本的見直し及びその譲渡について(14年度)	918億円
5. 公共調達の随意契約割合の是正について(16年度)	676億円
6. スポーツ振興くじの累積債務の解消について(16年度)	293億円
7. 航空交通におけるトラブルの多発について(15年度)	107億円

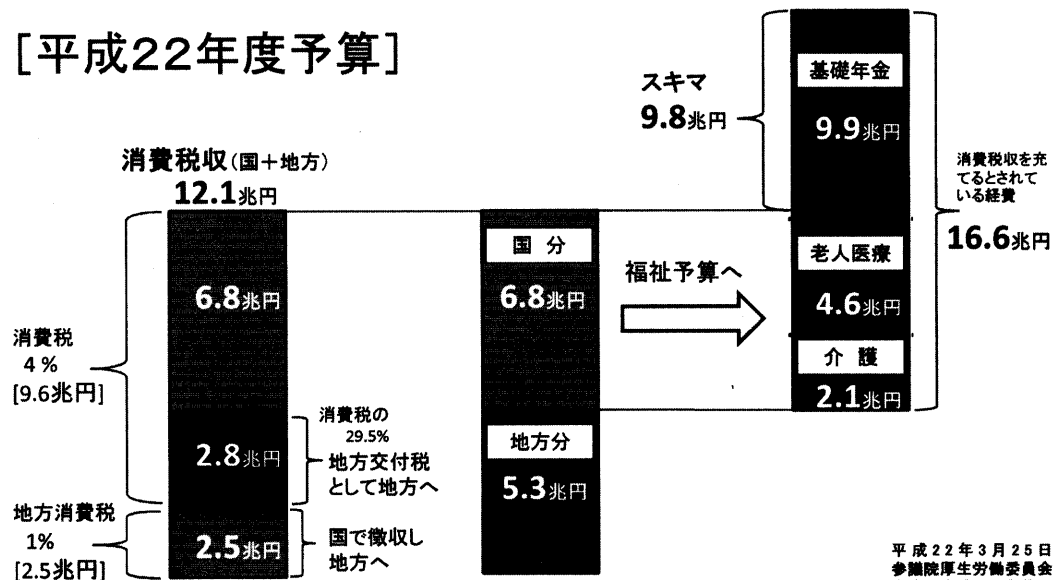
平成22年3月25日
参議院厚生労働委員会
自由民主党 西島英利

資料 5

消費税の使途

○ 消費税の収入が充てられる経費(地方交付税交付金を除く)の範囲(基礎年金、老人医療費、介護)を予算総則に規定(平成11年度予算～)

[平成22年度予算]



平成22年3月25日
参議院厚生労働委員会
自由民主党 西島英利

各国の賃金

(主として製造業労働者、2007年)

国 又は 地域名	単位	賃金額	円換算額	為替レート (円)	備 考
日本	月	330,313円 (269,508円)			現金給与総額。事業所規模5人以上 () 内は月間定期給与(ボーナスを含まない)
ロシア連邦	月	10,198.5ルーブル (2006年)	45,077	4.420	被用者
ブルガリア	月	321レヴァ (2006年)	25,138	78.31	全雇用者、労働契約を結んだ者
中国	月	1,497.17元 (2006年)	21,844	14.59	全雇用者、国有企業・都市部の集団所有制企業 及びその他企業(外資系企業等)
タイ	月	7,329バーツ	24,992	3.41	国营企業を除く。第4四半期の数値。
フィリピン	月	11,166ペソ (2003年)	23,895	2.14	全雇用者、年間賃金をもとに計算、事業所規模 20人以上

※厚生労働省大臣官房国際課 2007～2008年 海外情勢報告 付表4-①各国の賃金額(主として製造業労働者、2007年) より抜粋

平成22年3月25日
参議院厚生労働委員会
自由民主党 西島英利

(石井準一委員資料)

子どもの住所・国籍要件と子ども手当の支給の有無について

要 素					
養育者（監護・生計要件を満たす者）		子ども			
住所	日本国籍	住所	日本国籍	政府案	修正案
国内	有	国内	有	○	○
			無	○	○
		国外	有	○	○
			無	○	×
	無	国内	有	○	○
			無	○	○
		国外	有	○	×
			無	×	×
国外			×	×	

*修正案：子どもについて、国内に住所を有せず、かつ、日本国民でないときは、当該子どもを支給対象から除外する内容

(自民党作成)

平成22年3月25日 参議院厚生労働委員会
自由民主党・改革クラブ 石井準一

平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律案に対する修正案要綱
子ども手当は、子どもが日本国内に住所を有せず、かつ、日本国民でないときは、当該子どもについては、支給しないものとする。

平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律案に対する修正案
(第四条第三項関係)

平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律案の一部を次のように修正する。

第四条に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、子ども手当は、子どもが日本国内に住所を有せず、かつ、日本国民でないときは、当該子どもについては、支給しない。

◎平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律案に対する修正案対照表

(傍線部分は修正部分)

修正案	原案
(支給要件) 第四条〔略〕	(支給要件) 第四条 子ども手当は、次の各号のいずれかに該当する者が日本国内に住所を有するときに支給する。 一 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母 二 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持する者 三 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であつて、父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持するもの
2 〔略〕	2 前項第一号又は第三号の場合において、父及び母が共に当該父及び母の子である子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該子どもは、当該父又は母のうちいずれか当該子どもの生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。
3 第一項の規定にかかわらず、子ども手当は、子どもが日本国内に住所を有せず、かつ、日本国民でないときは、当該子どもについては、支給しない。	〔新設〕

平成二十二年六月十八日印刷

平成二十二年六月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

F